

# 第21回トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会

日 時：令和7年12月22日(月)10時00分～  
場 所：三重県津市羽所町700  
ホテルグリーンパーク津

## 議事次第

### 1. 開会

### 2. 挨拶（中部運輸局自動車交通部次長）

### 3. 議題

(1) 行政の物流対策について【資料1】

(2) トラック運転者の労働時間等に関する状況及び厚生労働省の取組について【資料2】

(3) 令和7年度の取組報告及び今後の取組(案)について【資料3】

(4) 改正下請法の概要について【資料4】

(5) その他

### 4. 挨拶（三重労働局労働基準部長）

### 5. 閉会

-----  
議事次第、委員及び出席者名簿、配席図

資料1：行政の物流対策について

資料2：三重労働局労働基準部資料

資料3：令和7年度の取組報告及び今後の取組(案)

資料4：2026年1月施行！～下請法は取適法へ～ 改正下請法の概要

参考資料：2024年問題 アンケート実施結果

## トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会 委員名簿

～ 第21回協議会 出席者名簿～

令和7年12月22日  
(順不同・敬称略)

	機関代表者	組 織 名	役 職	委 員 氏 名	代理出席者等
1	学識経験者	名城大学経済学部	准教授	山本 涼平	
2	経済団体	三重県商工会議所連合会	専務理事	喜多 正幸	欠席
3		三重県中小企業団体中央会	事務局長	白木 宏範	事務局次長 結城 昌巳
4		三重県商工会連合会	事務局長	井野 和正	欠席
5	荷主及び 利用運送 事業者	日本トランシティ株式会社	運輸事業部 業務部長	榑松 広宣	
6		株式会社LIXIL物流 近畿物流センター	センター長	田中 一草	
7		本田技研工業株式会社 鈴鹿製作所	物流領域責任者	本山 格	
8	事業者団体	一般社団法人三重県トラック協会	会 長	小林 俊二	
9	労働者団体	全日本運輸産業労働組合 三重県連合会	書記長	山下 浩史	
10	トラック運送 事 業 者	株式会社カワキタエクスプレス	代表取締役	川北 辰実	
11		辻運送株式会社	代表取締役	辻 定	
12		新成運輸株式会社	代表取締役	村木 尚哉	
13	行政機関等	三重労働局	局 長	石田 聰	労働基準部長 津田 恵史
14		中部運輸局	局 長	中村 広樹	自動車交通部次長 小出 和仁
15		三重運輸支局	支局長	小中 太	

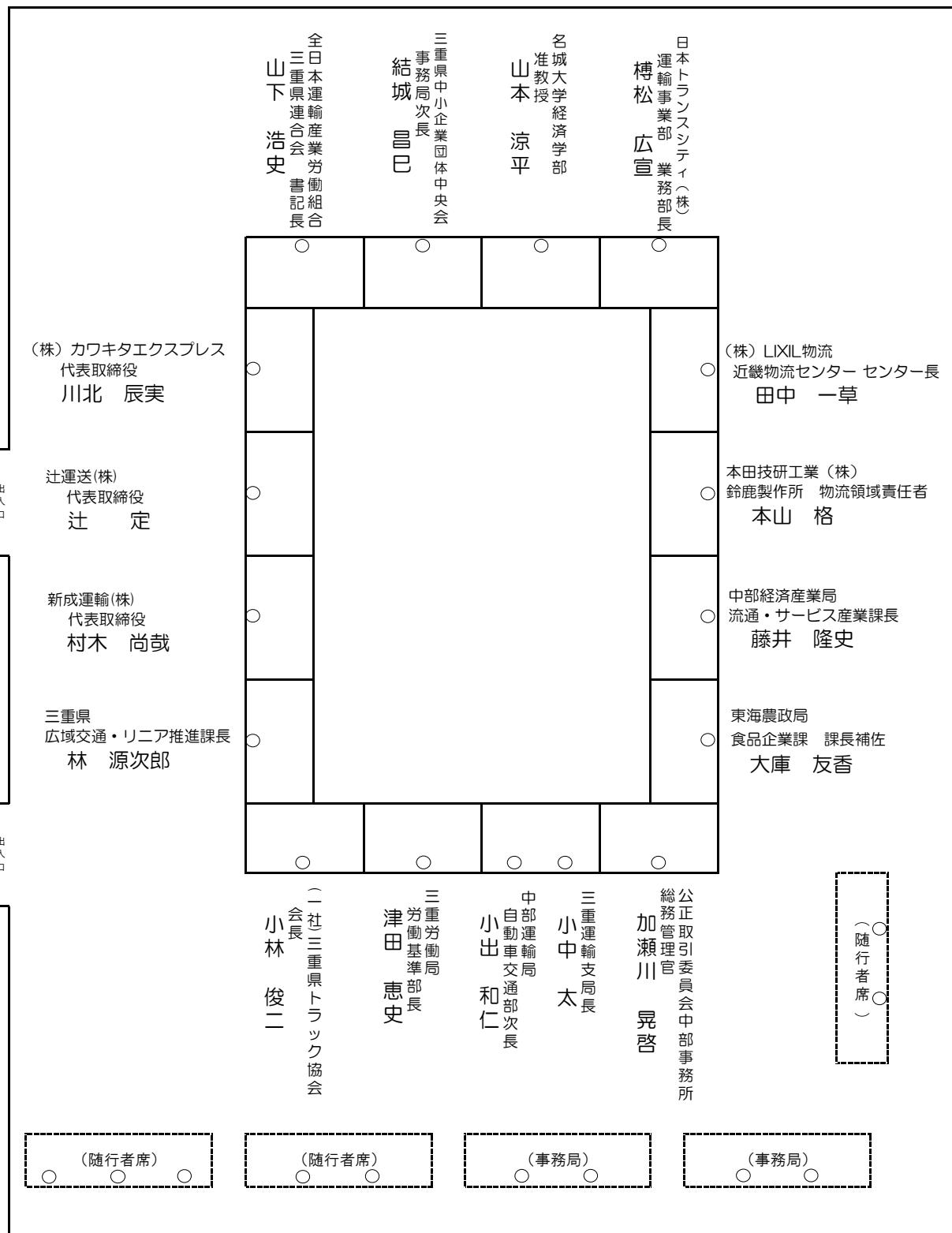
## オブサーバー

	機関代表者	組 織 名	役 職	委 員 氏 名	代理出席者等
1	行政機関等	中部経済産業局	流通・サービス産業課長	藤井 隆史	
2		東海農政局	食品企業課長	佐々木 隆行	課長補佐 大庫 友香
3		公正取引委員会中部事務所	総務管理官	加瀬川 晃啓	
4		三重県	広域交通・リニア 推進課長	林 源次郎	

# 第21回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会 配席図

(順不同・敬称略)

令和7年12月22日(月) ホテルグリーンパーク津



# 行政の物流対策について

---

令和7年12月22日

中部運輸局自動車交通部貨物課

- ・2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- ・物流改正法について
- ・トラック適正化二法について

## トラック業界の構造的課題

- ✓ 長時間労働、低賃金
- ✓ 慢性的な担い手不足、若手ドライバーの不足

## ドライバーの労働環境改善のため…

(2024年4月～)

## トラック業界の働き方改革

- ✓ 時間外労働上限規制の適用（年960時間）
- ✓ 改善基準告示の見直し（拘束時間の縮減）

## このまま何も対策を講じなければ…

## 物流2024年問題

- ✓ モノが運べなくなるおそれ
- ✓ ドライバーの年収低下、人材不足のおそれ

今後より深刻に……各種対策が必要…



## 2018年

- 6月 **「働き方改革関連法」成立**（※労働基準法の改正）  
12月 **貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立**  
（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を創設（2024年3月末までの時限措置））

## 2020年

- 4月 **「標準的運賃」を告示**

## 2023年

- 6月 関係閣僚会議において**「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定**  
**貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）の成立**  
（※「荷主対策の深度化」、「標準的運賃」の制度を「当分の間」延長）  
7月 **「トラックGメン」創設**  
10月 関係閣僚会議において**「物流革新緊急パッケージ」を策定**  
(6月の政策パッケージのうち緊急に取り組むべき事項を具体化)



我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議  
(2023.3.31)

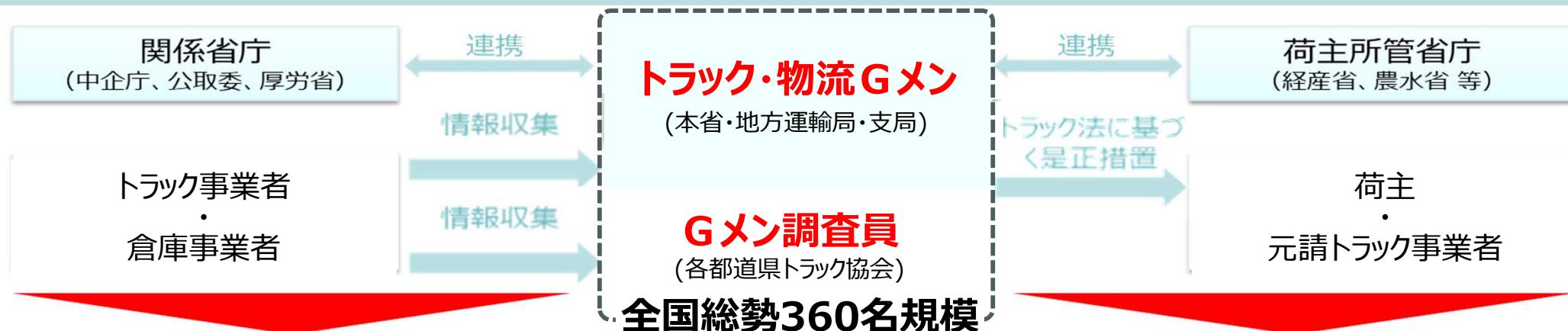
## 2024年

- 2月 関係閣僚会議において**「2030年度に向けた政府の中長期計画」を策定**  
3月 新たな**「標準的運賃」を告示**  
**自動車運送業分野（トラック・バス・タクシー）の特定技能制度の対象分野への追加**を閣議決定  
4月 **「働き方改革関連法」の施行**（※トラックドライバーにも時間外労働時間上限規制が適用）  
5月 **物流改正法**公布 ※4月成立  
11月 **「トラック・物流Gメン」**に改組、**「Gメン調査員」**の新設

## 2025年

- 4月 **物流改正法の施行**（※一部は2026年4月から施行）  
5月 **下請法・下請振興法改正法**成立（※2026年1月施行、ただし一部は公布日から施行）  
6月 **トラック適正化二法** 成立・公布

## トラック・物流Gメンが、Gメン調査員とともに荷主・元請事業者への監視・指導を強化



### トラック・物流Gメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者へのプッシュ型の情報収集を開始し  
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」  
制度※の執行力を強化（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

#### 「プッシュ型情報収集」

##### ① ヒアリング（訪問・電話）

違反原因行為の疑いのある荷主情報の積極的収集

##### ② 荷主等パトロール（現場の状況確認、周知・指導）

違反原因行為をしている疑いのある荷主等の支店、荷捌き場周辺など

##### ③ フォローアップ調査（パトロール時に実施）

- ・情報提供元への事実確認・深堀り
- ・「働きかけ」、「要請」実施済荷主の再度の違反原因行為の疑い等確認

#### 「是正指導」

疑いのある荷主へ連絡  
(荷主の本社・営業所へ連絡)

働きかけ

文書送付

要請

ヒアリング実施  
(関係省庁も同席)



- ✓ 支店等への違反原因行為の事実確認
- ✓ 国への報告書作成
- ✓ 社内調整 等

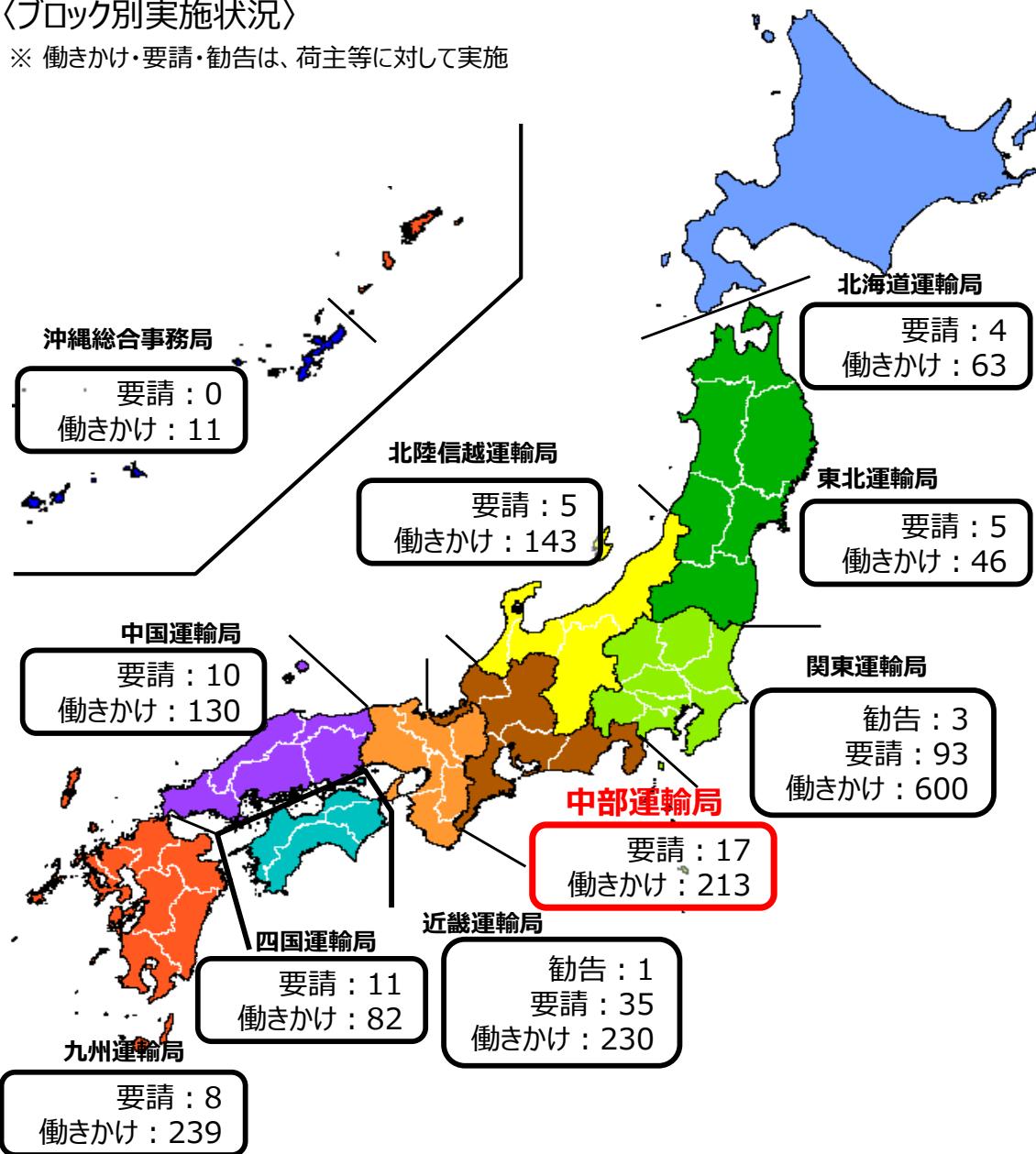
- ✓ 違反原因行為の事実確認
- ✓ 改善計画の作成、早急な取組の実施を指示
- ✓ その後のFU 等

# 中部運輸局「トラック・物流Gメン」の活動状況

(ブロック別働きかけ等の実施件数 (令和7年8月末時点))

## 〈ブロック別実施状況〉

※ 働きかけ・要請・勧告は、荷主等に対して実施



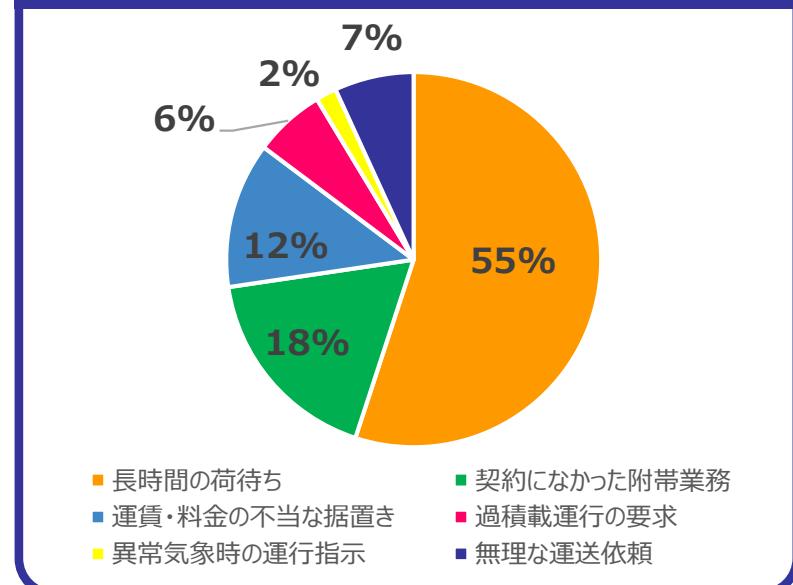
## 〈全国〉(参考)

対応内容	荷主等の数	内訳
勧告	4	荷主2・元請1・その他1
要請	188	荷主100・元請82・その他6
働きかけ	1,757	荷主1,228・元請466・その他63

## 〈中部運輸局管内〉(愛知、静岡、岐阜、三重、福井)

対応内容	荷主等の数	内訳
要請	17	荷主7・元請8・その他2
働きかけ	213	荷主148・元請52・その他13

## 「中部運輸局管内」における是正指導実施件数の違反原因行為の内訳(令和7年8月末時点)



高速道路のSA・PA、トラックステーション、道の駅などでトラックドライバーに対して積込先等でのお困り事がないか聴き取り等を実施しています！

## 【愛知県】

- 日 時 令和7年10月8日（水）13時30分～15時30分
- 場 所 名古屋トラックステーション
- 実 施 者 中部運輸局 6名（貨物課 3名、愛知運輸支局 3名）  
愛知県貨物自動車運送適正化事業実施機関 3名  
公正取引委員会事務総局中部事務所 2名
- 実施概要 トラックドライバー29名に聞き取りを行うとともに取適法を周知  
一部から荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち）の情報を収集



（令和7年10月8日 名古屋TS）



（令和7年10月14日 月見の里南濃）

## 【岐阜県】

- 日 時 令和7年10月14日（火）11時30分～12時30分、14時30分～15時30分
- 場 所 道の駅「月見の里南濃」、「クレール平田」
- 実 施 者 中部運輸局 5名（貨物課 2名、岐阜運輸支局 3名）  
岐阜県貨物自動車運送適正化事業実施機関 1名  
公正取引委員会事務総局中部事務所 2名
- 実施概要 トラックドライバー33名に聞き取りを行うとともに取適法を周知  
一部から荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち等）の情報を収集



## 【三重県】

- 日 時 令和7年10月15日（水）11時00分～13時00分
- 場 所 亀山トラックステーション
- 実 施 者 中部運輸局 4名（貨物課 2名、三重運輸支局 2名）  
三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関 2名  
公正取引委員会事務総局中部事務所 2名
- 実施概要 トラックドライバー50名に聞き取りを行うとともに取適法を周知  
一部から荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち等）の情報を収集

（令和7年10月15日 亀山TS）

# 荷主企業等訪問（パトロール）の全国展開



全国各地で各運輸局がパトロールを実施



パトロール先拠点数約**5,000**か所以上

各地方運輸局において様々な手法により実施。

(R5.7.21～R7.10.31全国の実績)

- 荷主事業者の事務所・物流拠点等を訪問し、以下を実施
  - ・**違反原因行為の防止を呼びかけ**
  - ・**荷待ち状況の実態確認**
  - ・**運賃交渉への誠意を持った対応を要請**
  - ・**要請を受けた荷主等の改善状況を確認**
  - ・**オンライン説明会への参加を呼びかけ**



**Gメンの広域連携（合同パトロール）も実施中**

### 【荷主合同パトロールin関東】

- |        |   |
|--------|---|
| ○日 時   | 令和7年10月28日（火）、29日（水）  |
| ○場 所   | 東京都内を中心とする首都圏   |
| ○実 施 者 | 国土交通省、公正取引委員会、適正化実施機関等、<br>計40名規模   |
| ○実施概要  | 公正取引委員会と合同による荷主等に対する<br>改正物流法や取適法の周知啓発活動<br>複数の班に分かれ、荷主、元請運送事業者など<br>2日間で計100社ほど訪問<br>参加者として北海道から沖縄まで全国から招集 |

出典：（公社）全日本トラック協会機関紙『広報とらっく』より

トラック・物流Gメンの制度周知や荷主による違反原因行為の防止のための啓発活動を実施

## 荷主企業訪問によるヒアリング（荷主パトロール）

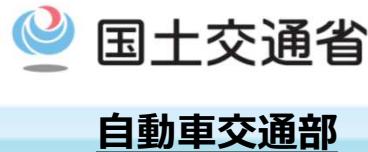
2024年問題に対する荷主への広報・啓発活動の一環として、トラック事業者が関係法令を遵守して、事業を遂行することの重要性について理解を得るために周知及びトラックドライバーの労働環境の改善と標準的運賃への理解を呼び掛けるとともに、トラック・物流Gメン制度等の周知を行っています。

また、他の運輸局や関係行政機関（公正取引委員会、労働局・労働基準監督署）、貨物自動車運送適正化事業実施機関（トラック協会）と連携した合同パトロールを実施するなど、荷主企業に対して各種法令改正の周知や物流の諸問題に対する啓発を実施しています。



（荷主企業訪問（荷主パトロール）の様子）

## トラック・物流Gメン「集中監視月間」の取組について（令和7年度）



国土交通省では、令和7年10月・11月を「集中監視月間」と位置づけ、適正な取引を阻害する行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化。これを受け、中部運輸局においても、管内運輸支局、公正取引委員会、労働局、適正化実施機関等と連携し、トラックが集まる主要施設でのトラックドライバーへの聴き取り調査や荷主等の事業所、物流施設等を訪問し、違反原因行為の未然防止等の観点から、物流改正法や来年施行の取適法（改正下請法）の周知・啓発活動を展開している。

# 「集中監視月間」 関係の報道発表

Press Release

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

中部運輸局・公正取引委員会事務総局中部事務所

令和7年10月2日 14時開録発表

＜在籍登録料金＞	車両登録料金	運送業登録料金	税額
	TEL 062-952-9337		高橋
	TEL 062-961-9424	渕谷、深谷、高橋	公正取引委員会事務総局中部事務所下課題

**「トラックの日」に合わせて  
トラックドライバーへのヒアリング  
と改正下請法の周知啓発を実施します！**

中部運輸局では、トラック・物流Gメンによる「集中監視月間（10月・11月）」の取組の一環として、10月9日の「トラックの日」の前の期間に暫く各地区において別紙のとおり「トラックドライバーへのヒアリングを実施すること」、公正取引委員会事務総局中部事務所と同様、令和8年1月1日から施行される改正造選等に係る中小運送事業者に対する「金利の支収の遅延等の妨止に関する法律(改正下請法)」以下「改下請法」という)について周知啓発を実施しますのでお読みください。

トラックドライバーへのヒアリングは、道の駆除及びトラックステーションにおいて、トラックドライバーに向け「実情調査の報告」(「契約に不適切な請求」「荷積積み送達の指示・監督」等の違反行為の行為)の情報提供を呼びかけています。提供いただいた情報とともに、専守主張等の正導指等に活用させていただきます。

また、改下請法についても、実施設設の利用者に対して周知啓発を図っています。

※ 取材を希望される場合には、「取材にあたっての注意事項」をご確認のうえ、各地における**活動実施日**の**1営業日前の正午まで**に別紙実施機関の連絡先までご連絡ください。

《R7.9.26 本省プレス》  
トラック・物流Gメン  
集中監視目闇 審査



【R7.10.8 多吉屋トラックステーション ドライバーひアリング活動・取材の様子】

## 「集中監視月間」における主な取組み【中部管内】

## ①働きかけ等の実施

全トラック事業者に対する違反原因行為の実態調査（R7.8月実施）、ドライバー等からの違反原因行為情報等を活用し、違反原因行為等の疑いが認められた荷主・元請事業者に対して働きかけ等の是正指導を実施。

(⇒中部管内：働きかけ73件等 実施)

## ②ドライバーへの聴き取り（プッシュ型情報収集）

公正取引委員会、適正化実施機関等と連携して、トラックが集まる主要な施設（トラックステーション、道の駅等）におけるトラックドライバーへの聴き取り調査を実施し、働きかけ等の情報として活用。併せて、荷主等による違反原因行為の未然防止の観点から、物流改正法、取適法（改正下請法）等の周知・啓発を実施。

(⇒中部管内：ドライバーヒアリング 6カ所実施、192名聴取)

### ③荷主パトロール、啓発活動の実施

公正取引委員会、労働局（労基署）、適正化実施機関等と連携して、荷主等の事業所、物流施設等を訪問。荷主等による違反原因行為の未然防止の観点から、物流改正法、取適法（改正下請法）等の周知・啓発を実施。

(⇒中部管内：荷主パトロール 14回、113社訪問)

【参考】Gメン等の関係者が全国から東京に集結、大規模荷主パトロール実施（10/28～29）※中部運輸局 静岡支局からGメン参加

# 荷主等の違反原因行為の通報窓口について

## 情報提供窓口の設置（目安箱）

- ・国土交通省では、荷主等による長時間の荷待ちや契約にない附帯業務の強要、過積載運送の指示・容認など、トラック運送事業者の皆様がコンプライアンス確保に影響しうる輸送を行わざるを得ない実態を把握し、今後の施策に活用するための「通報窓口」を設置しています。
- ・本窓口では、コンプライアンス確保に影響しうる輸送に関する違反原因行為を行っているおそれのある荷主・元請事業者等の情報を積極的に収集しています。なお、寄せられた情報については、荷主への法に基づく対応の検討等に活用させていただいているいます。

G追加調査、電話・メール可として  
ただくと働きかけに繋がりやすい

**荷主等の違反原因行為の通報窓口について**

長時間の荷待ちや契約にない附帯業務、運賃料金の不当な据置き等によるトラック事業者に対する違反原因行為にかかる情報を寄せください。いただいた情報は、トラック・物流Gメンによる悪徳な荷主等の是正指導に活用します。

【お寄せいただく情報の記載例】

- ・荷卸し、積込みで時間指定されるにもかかわらず、指定時間に遅い場合常に〇〇時間待たされ、(荷主名)に相談したが改善されない。
- ・燃料費が上がったため、その分の値上がりを申し出たが、(荷主名)が交渉のテーブルに居合わさない。
- ・〇〇年の〇〇月〇〇日に(お困りごとの内容)について、(荷主名)に対して申し入れ・相談を行ったにもかかわらず、全く相手にされず改善がされていない。

※「荷主」には、元請事業者、一次請事業者、物流子会社、倉庫業者なども含まれます。

**通報窓口はこちら**  
（このページに移動します）※回答期限ありません、随時募集しています。  
令和7年10月1日(火)にリニューアルしました。

(参考)  
[○トラック・物流Gメンについて](#)

**長時間の荷待ち** **契約にない附帯業務** **運賃・料金の不当な据置き**

**過積載運送の指示・容認** **異常気象時の運送依頼** **無理な運送依頼**

**このページのQRコード**

[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_tk4\\_000043.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000043.html)

**荷主等の違反原因行為の通報窓口について**

国土交通省では、トラック事業者に長時間の荷待ち、契約にない附帯業務などの違反原因行為をさせている荷主・元請事業者等の情報を積極的に収集しています。

日々の運送業務の中で、お困りのことがありましたら、下記フォームに入力の上、国土交通省までお知らせください。

※いただいたご意見等については、荷主への貨物自動車運送事業法に基づく是正指導の検討にあたり、活用させていただきます。

(なお、投稿時に「連絡可」にチェックが入っている方には、国土交通省の「トラック・物流Gメン」からお話を聞かせていただく場合もありますので、その際はご協力ををお願い申し上げます。)

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り、入力いただいた情報は、本目的以外に使用しません。

**情報をお寄せいただく方法を選択してください。（一般的な情報提供／個別具体的な情報提供）**

「一般的な情報提供」は、荷主の違反原因行為に関する情報を簡易に入力いただけます。入力いただく内容によりますが、10分程度で入力完了します。情報提供者の情報入力は任意です。

「個別具体的な情報提供」は、荷主の違反原因行為について、個別具体的な事実を申告していただけます。申告には、情報提供者の情報（氏名、住所等）の入力が必要です。荷主の違反原因行為について、詳細な情報（いつ、どこで、どのような行為があったか）を入力いただく必要があります。入力いただく内容によりますが、30分程度で入力完了します。

また、希望する方は、地方運輸局からは是正指導に関する処理結果通知を受けることができます。通知をご希望の方は、「個別具体的な情報提供フォーム」を選択してください。

一般的な情報提供フォーム（目安箱）※短時間で入力いただけます  
 個別具体的な情報提供フォーム ※具体的な情報を入力いただけます

**一般的な情報提供または個別具体的な情報提供のいずれかで投稿できます**

<https://gmensystem.my.site.com/FeedbackBox/s/>

# トラック・物流Gメンの広報活動について

国土交通省は、荷主・元請け事業者に向けて違反原因行為防止に向けた理解を図るため、「STOP！トラハラ」過積載・過労運転防止プロジェクトの公式YouTubeチャンネルに、「STOP！トラハラ トラック・物流Gメンは見ています」、「違反原因行為ごとのショートドラマ」（全6回 順次公開）を公開。

「長時間の荷待ち」「契約にない付帯業務」「運賃の不当な据え置き」「過積載運送の指示」「異常気象時の運送依頼」「無理な運送依頼」の6つの行為を荷主による不当な行為として指摘。荷主とトラック事業者がお互いに信頼し合える公正な取引環境を築くことを求める。

## ■STOP！トラハラ トラック・物流Gメンは見ています編 (QRコード①)

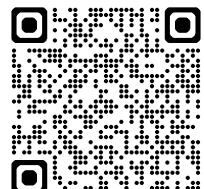
<https://youtu.be/na0cX1rFUcM>



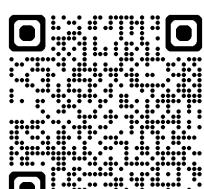
(QRコード①)



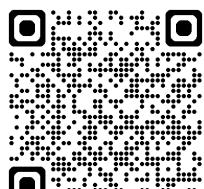
(QRコード②)



(QRコード③)



(QRコード④)



## ■違反原因行為ごとのショートドラマシリーズ 順次公開予定（全6回）

- 「YouTubeショートドラマ①長時間荷待ち編」 (QRコード②)

<https://youtube.com/shorts/EDCzRP9NL-8?feature=share>

- 「YouTubeショートドラマ②契約にない付帯業務編」 (QRコード③)

[https://www.youtube.com/shorts/FKTSVG5p\\_ss](https://www.youtube.com/shorts/FKTSVG5p_ss)

- 「YouTubeショートドラマ③過積載の指示・容認編」 (QRコード④)

<https://www.youtube.com/shorts/YAD1xX8LGRA>

- ・2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- ・物流改正法について
- ・トラック適正化二法について

# 物流改正法の概要 (R6.5.15公布)

## 物資の流通の効率化に関する法律（荷主・物流事業者に対する規制的措置）

旧：流通業務総合効率化法

一部を除き令和7年4月1日施行

### すべての事業者

- ①荷主（発荷主、着荷主）、②物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。
- 上記①②の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

### 一定規模の以上の事業者

⇒令和8年4月1日施行予定

- 上記①②のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施。
- 特定事業者のうち荷主には、物流統括管理者の選任を義務付け。

## 貨物自動車運送事業法（トラック運送事業者の取引に対する規制的措置）

令和7年4月1日施行

- 運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した書面による交付等を義務付け。
- 元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。
- 下請事業者への発注適正化について努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、管理者の選任を義務付け。

## 貨物自動車運送事業法（軽トラック運送事業者に対する規制的措置）

令和7年4月1日施行

- 軽トラック運送事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための安全管理者選任と講習受講、②国交大臣への事故報告を義務付け。
- 国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

# 新物効法の施行に向けた検討状況

○国交省・経産省・農水省3省の審議会の合同会議※の取りまとめを踏まえ、**本年4月1日**より、**新物効法**に基づく**運送・荷役等の効率化**に向けた**基本方針、荷主・物流事業者の努力義務、判断基準等**を施行。

※交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議

## 基本方針のポイント ※**本年（2025年）4月1日**施行

### （1） トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進の意義・目標

- ・ 物流は、国民生活や経済活動を支える不可欠な社会インフラであり、安全性の確保を前提に、荷主・物流事業者・施設管理者等の物流に関わる様々な関係者が協力し、令和10年度までに、以下の目標の達成を目指す。  
① 5割の運行で、1運行当たりの荷待ち・荷役等時間を計2時間以内に削減（1人当たり年間125時間の短縮）  
② 5割の車両で、積載効率50%を実現（全体の車両で積載効率44%に増加）

### （2） トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の推進に関する施策

- ・ 国と地方公共団体は、自らが荷主や施設管理者になる場合、率先してドライバーの運送・荷役等の効率化に資する措置等を実施
- ・ 国は、設備投資・デジタル化・物流標準化、モーダルシフト、自動運転トラック・ドローン物流の実用化、物流人材の育成等を支援

### （3） トラックドライバーの運送・荷役等の効率化に関し荷主・物流事業者等が講すべき措置

- ・ 積載効率の向上等
- ・ 荷待ち時間の短縮
- ・ 荷役等時間の短縮

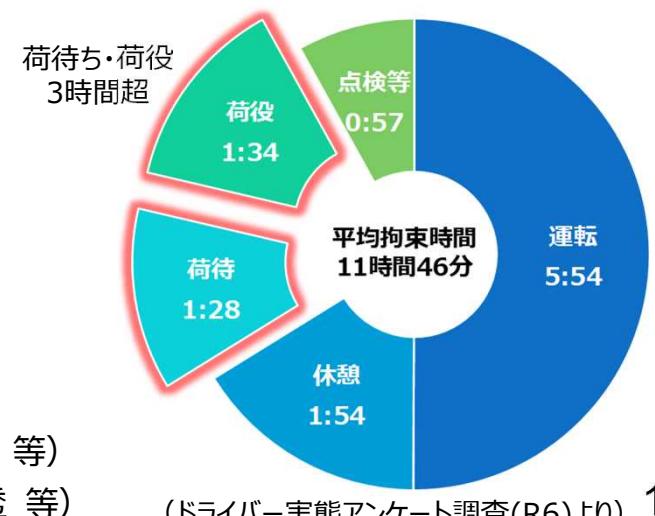
### （4） 集貨・配達に係るトラックドライバーへの負荷の低減に資する事業者の活動に関する 国民の理解の増進

- ・ 再配達の削減や多様な受取方法等の普及促進
- ・ 「送料無料」表示の見直し
- ・ 返品の削減や欠品に対するペナルティの見直し

### （5） その他トラック運送サービスの持続可能な提供の確保に資するトラックドライバーの 運送・荷役等の効率化の推進

- ・ 物流に関わる多様な主体の役割（地域の産業振興やまちづくりとの連携、経済界全体での理解増進 等）
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化の前提（中継輸送拠点の整備、「標準的運賃」の浸透 等）

【荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳】



## ＜荷主・物流事業者の判断基準等＞

○すべての荷主（発荷主、着荷主）、連鎖化事業者（フランチャイズチェーンの本部）、物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、これらの取組の例を示した判断基準・解説書を策定。

### ① 積載効率の向上等

- 複数の荷主の貨物の積合せ、共同配送、帰り荷の確保等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- 配車システムの導入等を通じた配車・運行計画の最適化 等



地域における配送の共同化

### ② 荷待ち時間の短縮

- トラック予約受付システムの導入や混雑時間を回避した日時指定等による貨物の出荷・納品日時の分散 等

※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

### ③ 荷役等時間の短縮

- パレット等の輸送用器具の導入による荷役等の効率化
- 商品を識別するタグの導入や検品・返品水準の合理化等による検品の効率化
- バース等の荷捌き場の適正な確保による荷役作業のための環境整備
- フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるトラックドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化 等



パレットの利用や検品の効率化

## ＜荷主等の取組状況に関する調査・公表＞

○荷主等の判断基準について、物流事業者を対象として定期的なアンケート調査を行い、上記①～③の取組状況を把握とともに、これらの回答の点数の高い者・低い者も含め公表（点数の低い者の公表を検討する際は、ヒアリング等により適切に実態を把握する）。

## ＜物流に関係する事業者等の責務＞

○荷主等に該当しない、施設管理者、商社、ECモールの運営事業者、物流マッチングサービス提供事業者など、運送契約や貨物の受け渡しに直接関係を持たないものの商取引に影響がある者についても、その取組方針や事例等を示すことを検討。15

# 物流の各主体の努力義務と主な取組内容

荷主・物流事業者は、トラックドライバーの荷待ち時間等の短縮や運転者一人当たりの積載効率を高めるよう努力する義務があります

努力義務	各主体の努力義務対象						取組内容（抜粋）
	第一種荷主 (主に発荷主)	第二種荷主 (主に着荷主)	連鎖化事業者 〔 フランチャイズ チェーン本部 〕	貨物自動車 運送事業者 等	倉庫業者	左記以外 〔 港湾運送 航空運送 鉄道 〕	
<b>1.積載効率の向上</b> 1回の運送でトラックに積載する貨物量を増加する	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>			<ul style="list-style-type: none"> <li>●複数荷主の貨物の積み合わせ</li> <li>●繁閑差の平準化、納品日の集約</li> <li>●物流・販売・調達等関連部門の連携</li> </ul>
<b>2.荷待ち時間の短縮</b> ドライバーが到着した時間から荷役等の開始時間までの待ち時間を短縮する	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>		<input type="circle"/>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●トラック予約受付システムの導入</li> <li>●混雑日時を回避した日時設定</li> </ul>
<b>3.荷役等時間の短縮</b> 荷役（荷積み・荷卸し）等の開始から終了までの時間を短縮する	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>			<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●輸送用器具導入による荷役等の効率化</li> <li>●パレット標準化</li> <li>●タグ導入等による検品の効率化</li> <li>●事前出荷情報の活用</li> </ul>
<b>4.実効性の確保</b>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●責任者の選任、社内教育体制</li> <li>●取組の実施状況・効果の把握</li> <li>●物流データの標準化の取組</li> <li>●関係事業者間での連携推進</li> </ul>

## 《特定事業者の指定基準》

- 中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる一定規模以上の事業者（特定事業者）について、全体への寄与度がより高いと認められる大手の事業者が指定されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。 ※R8年4月1日～届出に基づき指定

**特定荷主・特定連鎖化事業者**

取扱貨物の重量 9万トン以上  
(上位3,200社程度)

**特定倉庫業者**

貨物の保管量 70万トン以上  
(上位70社程度)

**特定貨物自動車運送事業者等**

保有車両台数 150台以上  
(上位790社程度)

## 《中長期計画・定期報告の記載内容》

**中長期計画**

- 作成期間 ※7月末迄（初年度のみR8年10月末迄）
  - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
  - (1) **実施する措置**
  - (2) 実施する措置の**具体的な内容・目標等**
  - (3) 実施**時期** 等

**定期報告**

- 記載内容
  - (1) 事業者の**判断基準の遵守状況**（チェックリスト形式）
  - (2) 判断基準と**関連した取組に関する状況**（自由記述）
  - (3) **荷待ち時間等**の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
  - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
  - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略が可能** 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、新物効法の枠組みと合わせて具体化。

《物流統括管理者（CLO）の業務内容》 ※CLO : Chief Logistics Officer

※指定後速やかに選任

- 物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資**、**デジタル化**、**物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等

# 「物流効率化法」理解促進ポータルサイトについて

## ■ 物流効率化法の理解を促進するためのポータルサイトを開設しました

「物流効率化法」理解促進ポータルサイトでは、

荷主の努力義務や判断基準についての解説などのほか、説明会の予定など物流効率化に資する情報を発信しております。

分かりづらいとの意見があり、ポータルサイトを立ち上げ、法令、手引き、様式など掲載している

「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

荷主判断基準の解説書事例集

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-judgment-criteria-book.pdf>

荷主判断基準の解説書事例集

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-judgment-criteria-casestudies-book.pdf>



### 物流の持続的な成長を図るため 物流効率化法を改正しました

物流は、国民生活・経済活動を支える社会インフラです。  
何も対策を講じなければ輸送力不足が生じる可能性を踏まえ、  
物流の持続的成長を図るため、  
荷主・物流事業者に対する規制的措置が定められました。  
すべての荷主・物流事業者に、  
物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務が課せられます。  
また、一定規模以上の特定事業者に対し、  
中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられます。  
趣旨をご理解いただき、  
物流効率化の取組を推進してください。

[本プラットフォームについて](#)



### 荷主の判断基準等について（法第43条）

荷主の努力義務（積載効率の向上等、荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮）の達成に向けて、その具体的な内容について、「判断基準」（省令）で定めています。

判断基準に定めている内容等をこのページにて紹介しますので、これを参考にして、効率化に向けた取組を実施してください。

また、判断基準省令の全文とその内容の解説については

- [荷主の判断基準省令全文](#)
- [荷主判断基準の解説書 \(1.4MB\)](#)
- [荷主判断基準の解説書事例集 \(2.9MB\)](#)
- [物流パターンごとの荷主の考え方 \(1.1MB\)](#)

## 書面交付関係

令和7年4月1日施行

- 運送契約締結時に、以下の事項について記載した**書面交付**を義務付け
  - ・ 真荷主\*とトラック事業者が運送契約を締結するときは、**相互の書面交付**（法第12条）
  - ・ トラック事業者等が利用運送を行うときは、**委託先への書面交付**（法第24条）
- 交付した書面については、その写しを**一年間保存**すること

\*「真荷主」とは、以下の①～③のすべてに該当する者を指す。

- ① 自らの事業に関して
- ② 貨物自動車運送事業者、**貨物利用運送事業者※**との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、
- ③ 貨物自動車運送事業者、**貨物利用運送事業者※**以外のもの

※一部変更予定（R8.4～）

### 【交付書面の記載事項】

- ① 運送役務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合  
には、その内容・対価
- ③ その他の特別に生ずる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④ 運送契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面の交付年月日

- ・ メール等の電磁的方法でも可
- ・ 基本契約書が交わされている場合、その基本契約書に記載されている内容については省略可

## 実運送体制管理簿関係

令和7年4月1日施行

- 元請事業者に対し、以下の事項について記載した**実運送体制管理簿**の作成を義務付け
  - ※ 作成の対象となる貨物の重量は1.5トン以上
  - ※ 元請事業者が真荷主から貨物の運送を引き受ける際に、元請事業者から実運送事業者に至るまでの一連の委託関係が明らかとなっている場合、運送ごとの作成は不要（一度作ればよい）
- 作成した実運送体制管理簿は**1年間保存すること**
- 各事業者に対し、実運送体制管理簿の作成に必要な**情報の通知**を義務付け

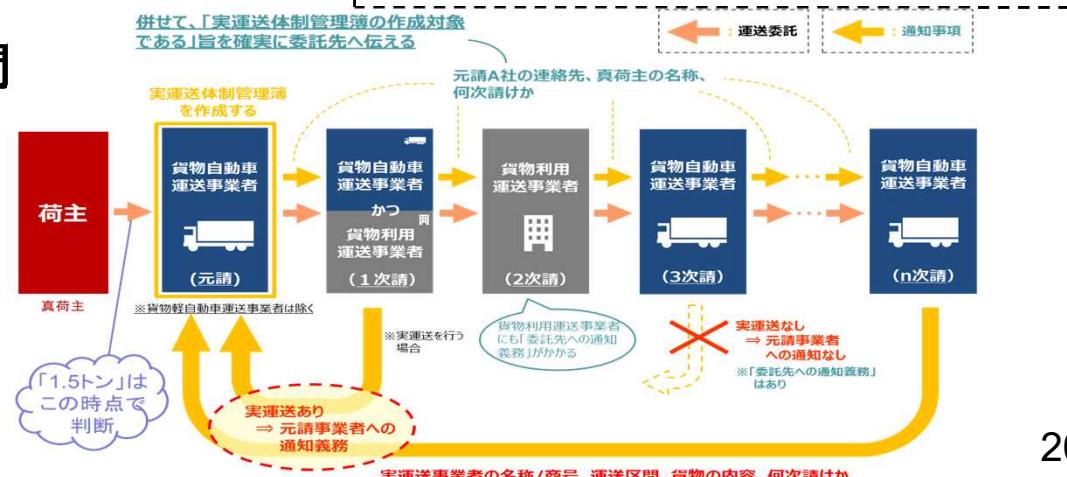
## 【実運送体制管理簿の記載事項】

※真荷主から**運送依頼があった時点**で判断。

実運送の時点で何トン運ぶかや、実運送で混載を行うか等は関係ない。

※系列化等により下請構造が固定化されている場合（真荷主及び元請事業者がともに、実運送事業者とその請負階層についてあらかじめ把握している状態）を想定。

## ① 実運送事業者の商号又は名称

② 実運送事業者が実運送を行う**貨物の内容及び区間**③ 実運送事業者の**請負階層**

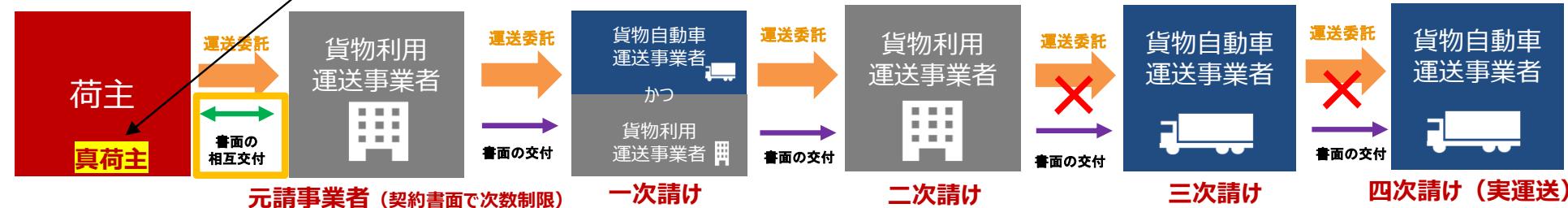
# トラック法における真荷主の範囲の改正

トラック法の「**真荷主**」の定義が変更されました。具体的には、**真荷主の範囲から**、貨物自動車運送事業者に加えて、**貨物利用運送事業者も除外**されました。施行は、改正法公布（R7.6.11）から**1年以内**です。

<現行（R7年4月～）>



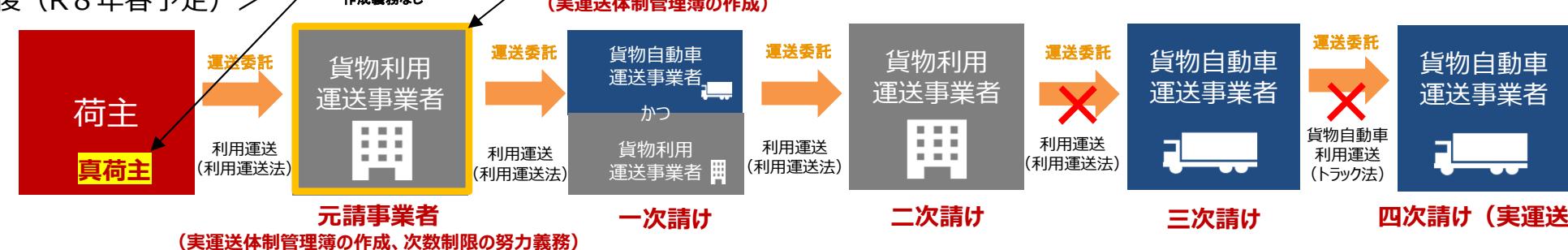
<改正後（R8年春予定）>



<現行（R7年4月～）>



<改正後（R8年春予定）>



書面交付義務

実運送体制管理簿  
作成義務

- ・2024年問題への対応、トラック・物流Gメン等の活動について
- ・物流改正法について
- ・トラック適正化二法について

# 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的・社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

令和7年6月11日公布

## 貨物自動車運送事業法の一部改正

### 1. 許可の更新制度の導入

[1.2.] 公布から3年以内の施行  
[3.4.] R8.4.1～施行

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制度を導入

### 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

(※)貨物利用運送事業者についても同様に規制

(※)適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施

(※)標準的運賃については廃止

### 3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

(※)真荷主の定義が変更、利用運送事業者にも運送契約書面、実運送管理簿の作成義務適用

### 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック(いわゆる「白トラ」)の利用を禁止(罰則付)荷主等に対しては是正指導も実施

担保

## 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

### 1. 基本方針の策定

#### (1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

#### (2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

### 2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

### 3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置

推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

# 1. 事業許可の更新制度の導入

- トラック運送事業の許可は、5年ごとに更新を受けなければ、効力を失う。
- 許可基準に、「法令の規定を遵守して事業を遂行することが見込まれること」を新たに追加。
- 国土交通大臣は、許可更新に関する事務の一部を独立行政法人に行わせることができる。



Point!

- (1) 輸送の安全確保、社会保険料の納付、適正原価の収受をはじめ、  
法令の規定を遵守しない場合は、事業許可の更新がなされない。
- (2) 更新申請時には、一定の手数料収受を想定。
- (3) 独立行政法人の詳細については、今後3年以内を目途に決定。



## 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ①

- 国土交通大臣は、トラック運送事業に係る運賃及び料金について、燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料、事業を継続して遂行するために必要不可欠な投資の原資、公租公課等の、適正な事業運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、「適正原価」を定め、告示することができる。

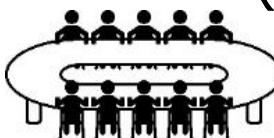


Point!

(1) これに伴い、「標準的運賃」は廃止する。

(2) 適正原価は、一般貨物運送事業者だけでなく、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者についても設定することができる。

(3) 適正原価の設定にあたっては、運輸審議会への諮問が必要。



## 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ②

- トラック運送事業者は、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 受注者の義務
- トラック運送事業者・利用運送事業者は、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、その利用する運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 発注者の義務



Point!

(1) 一般貨物運送事業者だけでなく、貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者に対しても適用される。

(2) 事業許可の有効期間である5年間を通じた総運行距離、総労働時間等を勘案し、出来る限り簡便かつ客観的に判断しうる判定基準を設定することを想定。



### 3. 委託次数の制限

- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、真荷主から引き受けた貨物の運送について、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、**委託段階を2次までに制限するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。**



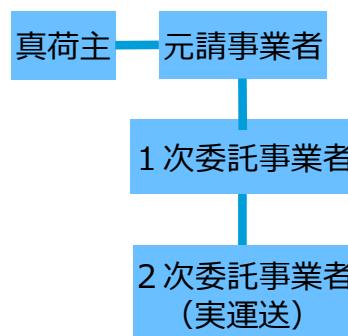
Point!

(1) 元請け事業者は、自らを「ゼロ次」とした場合、「**2次請け」=再々委託までに制限**するルールを設けること等が必要となる。

(2) 一般貨物運送事業者だけでなく、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**、**軽貨物運送事業者**、特定貨物運送事業者に対しても適用される。

(3) その他、**運送契約書面の交付義務**、**実運送体制管理簿の作成義務**等が、**貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）**に対しても適用されることとなる。

<今後の取引構造>



## 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ①

- **何人も、無許可でトラック運送事業を営む者に貨物の運送を委託してはならない。**  
(これに違反した者は、**100万円以下の罰金**に処する。)



Point!

現在の法律では、違法「白トラ」で運送した側が処罰対象。また、荷主側は帮助犯、共同正犯等の共犯関係にある場合に限り、処罰対象。



その範囲は狭く、また、立証も難しいのが実情。



今後は、荷主側が違法「白トラ」と認識して発注しただけで違法となり得るため、荷主側の関心や遵法意識が向上し、効果的に抑止力が発揮されることが期待される。



## 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り ②

- 違法「白トラ」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、**トラック・物流Gメンが是正指導**を行うことができる。



Point!

(1) **国土交通大臣**は、違法「白トラ」の原因となるおそれのある行為に関連し、**荷主等に対し、是正指導を実施**。

- ①当該行為をしている**おそれ**があると認めるとき  
⇒ 荷主等に対し、**要請** を実施
- ②当該行為をしていると**疑うに足りる相当な理由**があると認めるとき  
⇒ 荷主等に対し、**勧告・公表** を実施



(2) **関係省庁**も、違法「白トラ」の効果的な防止を図るために**必要な協力**を実施。



(3) **各都道府県トラック協会**は、荷主等が違法「白トラ」に関係していると疑うに足りる事実を把握したときは、**国土交通大臣**に対して通知。

## 5. その他

- トラック運送事業法に、労働環境整備や労働者の処遇の確保の必要性について明記。
- 物流に関する施策の総合的・集中的な推進を図るため、関係閣僚等から成る「物流政策推進会議」と、その下に実務者会議を設置。



Point!

(1) トラック運送事業法の目的に、「労働環境の適正な整備に留意すること」を明記。

(2) トラック運送事業者の義務として、「労働者の適切な処遇の確保のために必要な措置を実施すること」を追加。 ⇒ 許可更新の要件にも含まれる

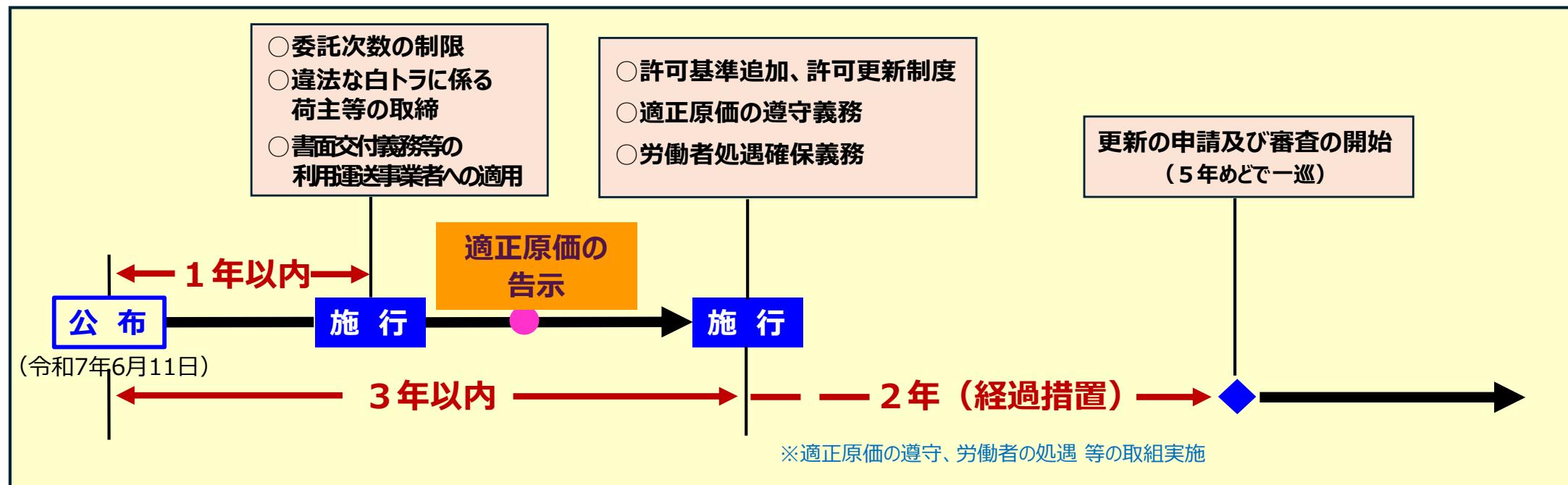
トラック運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、運転者その他の労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するために必要な措置を実施するものとする。



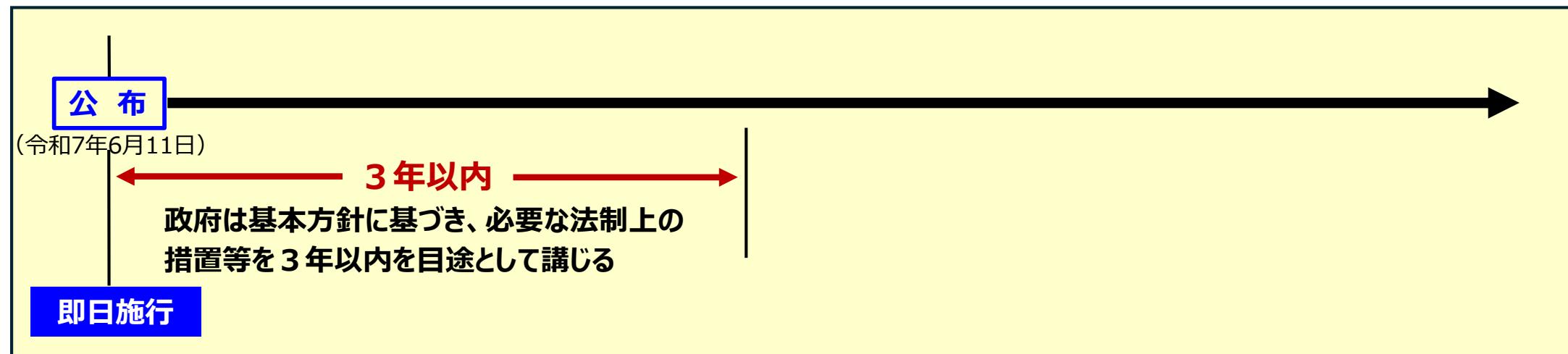
(3) 「物流政策推進会議」の構成メンバーは、国土交通大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣及び公正取引委員会委員長など。

## 6. トラック適正化二法の施行時期

### 【貨物自動車運送事業法】



### 【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



## 三重労働局 労働基準部 資料

「第21回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会」

令和7年12月22日

厚生労働省 三重労働局 労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 自動車運転者に係る労働時間等に関する状況
2. 取引慣行の改善に向けた厚生労働省の取組

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 1. 自動車運転者に係る労働時間等に関する状況

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

# トラックドライバーの時間外労働の上限規制

R 6年3月31日まで

上限なし

※大臣告示（限度基準告示）の適用なし



R 6年4月1日以降

※ 改正された「改善基準告示」も2024年4月から適用されている

## トラックドライバーの時間外労働の上限規制

法律による上限

**特別条項（例外）**

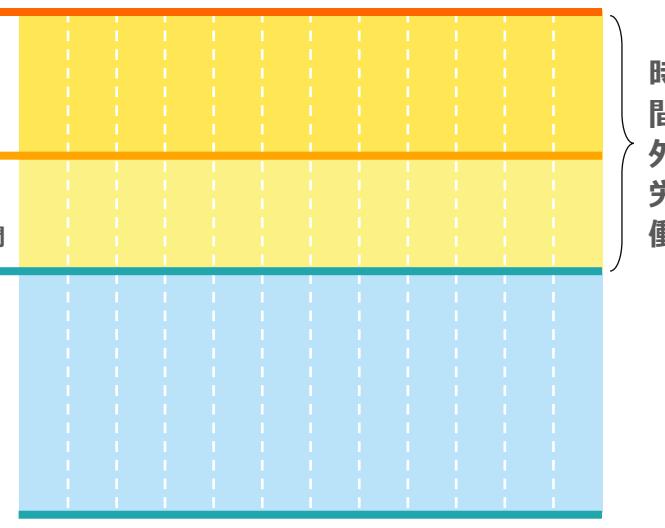
年960時間

法律による上限

**限度時間（原則）** ✓月45時間  
✓年360時間

**法定労働時間**

✓1週40時間  
✓1日8時間



1年間（12か月）

## （参考）一般の業種の時間外労働の上限規制

（原則）

法律による上限  
✓月45時間  
✓年360時間

（例外）

法律による上限  
(年6か月まで)  
✓年720時間  
✓複数月平均80時間 \*  
✓月100時間未満 \*

\* 休日労働を含む

特別条項

限度時間

法定労働時間

1年間（12か月）

# トラックドライバーに適用される「改善基準告示」の主な内容

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
<b>1年、1か月の拘束時間</b>	1年 <b>3,516</b> 時間以内 1か月 <b>293</b> 時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	1年 原則: <b>3,300</b> 時間以内 例外（※1）: <b>3,400</b> 時間以内 1か月 原則: <b>284</b> 時間以内 例外（※1）: <b>310</b> 時間以内（年6か月まで）
<b>1日の拘束時間</b>	原則: <b>13</b> 時間以内 上限16時間、 15時間超は週2回以内	原則: <b>13時間以内</b> （上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 例外:宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、16時間まで延長可（週2回まで）
<b>1日の休息期間</b>	継続 <b>8</b> 時間以上	原則:継続 <b>11</b> 時間与えるよう努めることを基本とし、 <b>9時間</b> を下回らない 例外:宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
<b>運転時間</b>	2日平均1日当たり <b>9</b> 時間以内 2週平均1週当たり <b>4 4</b> 時間以内	2日平均1日当たり <b>9</b> 時間以内 2週平均1週当たり <b>4 4</b> 時間以内
<b>連続運転時間</b>	<b>4</b> 時間以内 運転の中断は、 1回連続10分以上、 合計30分以上	<b>4</b> 時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える (1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 例外: SA・PA等に駐車できることにより、やむを得ず <b>4時間</b> を超える場合、 <b>4時間30分</b> まで延長可

※1 労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）

① 284時間超は連続3か月まで。

② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2 1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

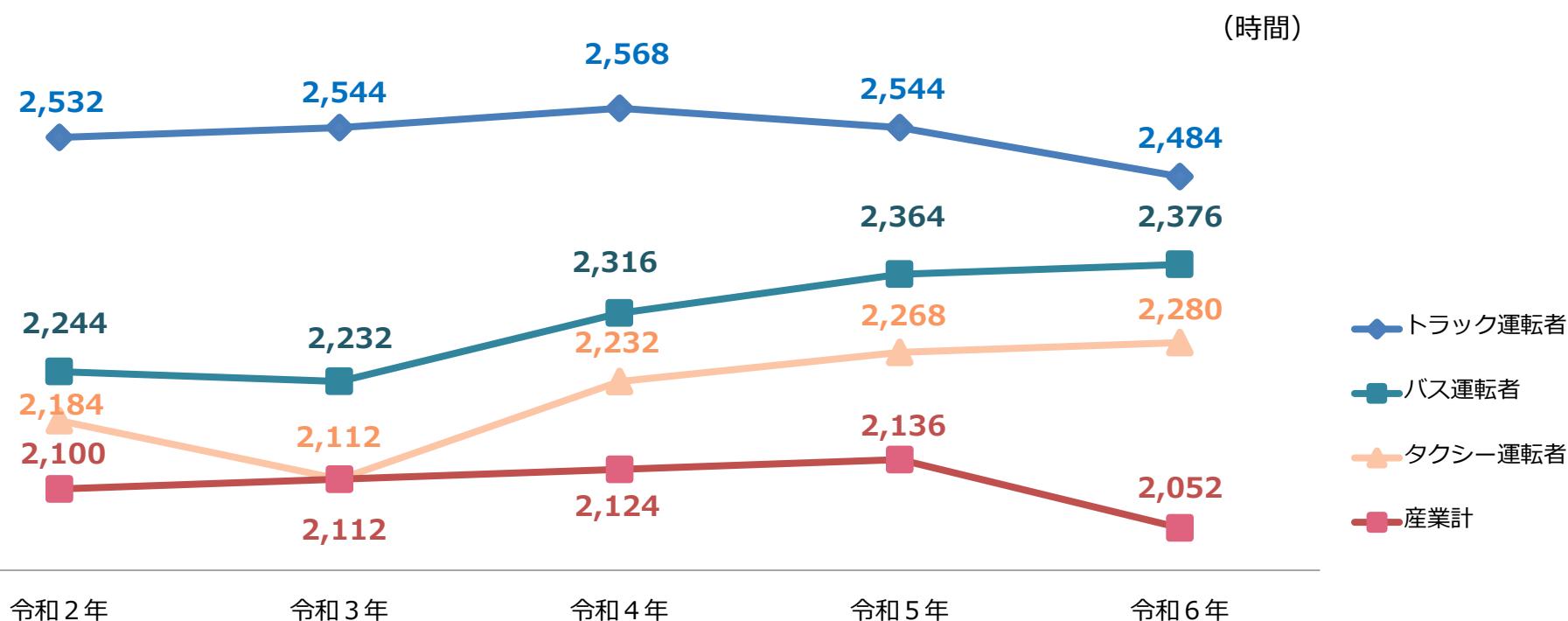
他にも特例等について定めあり。  
詳細はパンフレットを参照。



# 自動車運転者に係る労働時間の推移

- 自動車運転者は、依然として長時間・過重労働が課題となっている。
- 令和6年における年間の総労働時間数は、産業計と比較し、トラック運転者（※）は432時間、バス運転者は324時間、タクシー運転者は228時間多く、長時間労働の実態にある。

自動車運転者の年間の総労働時間数の推移

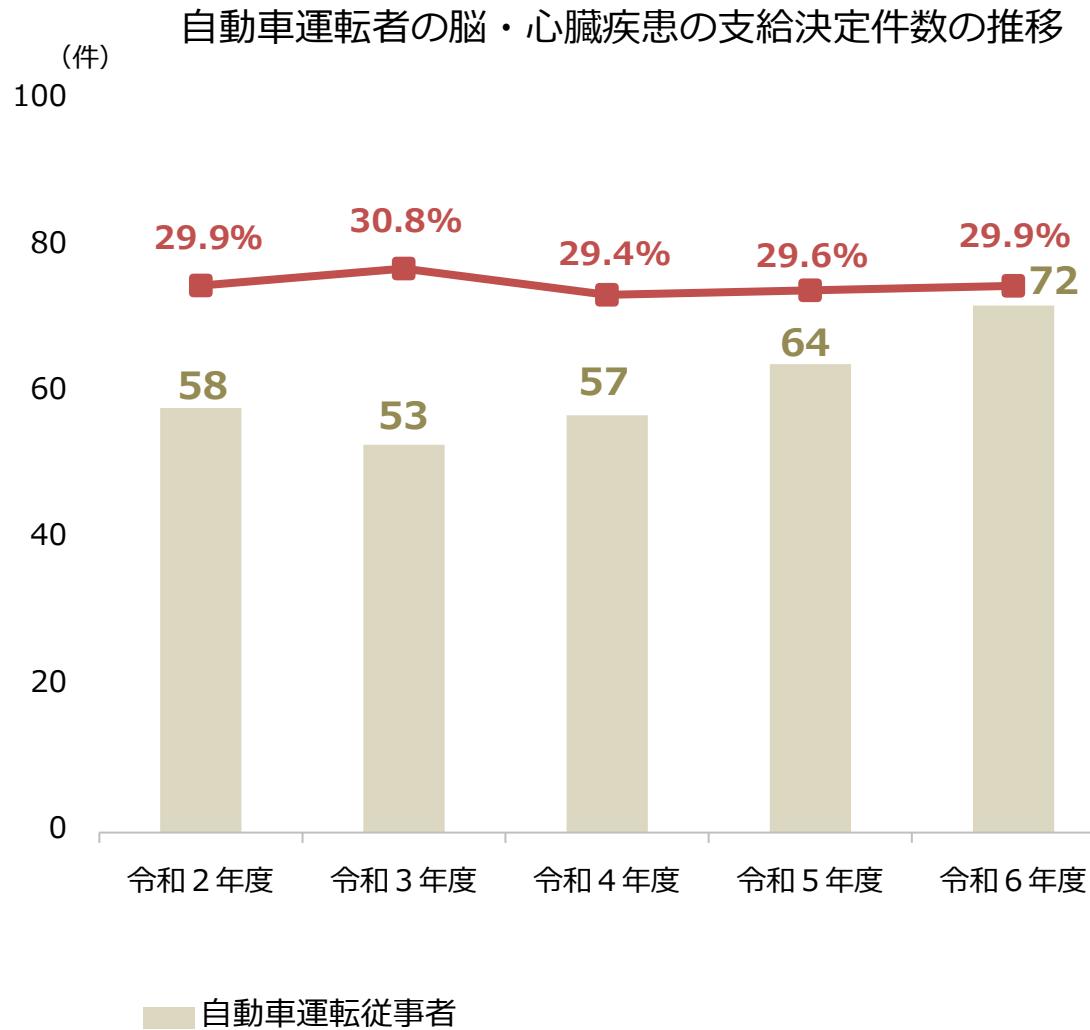


（※） トラック運転者の労働時間数は、営業用大型貨物自動車運転者の労働時間数を表したもの。

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

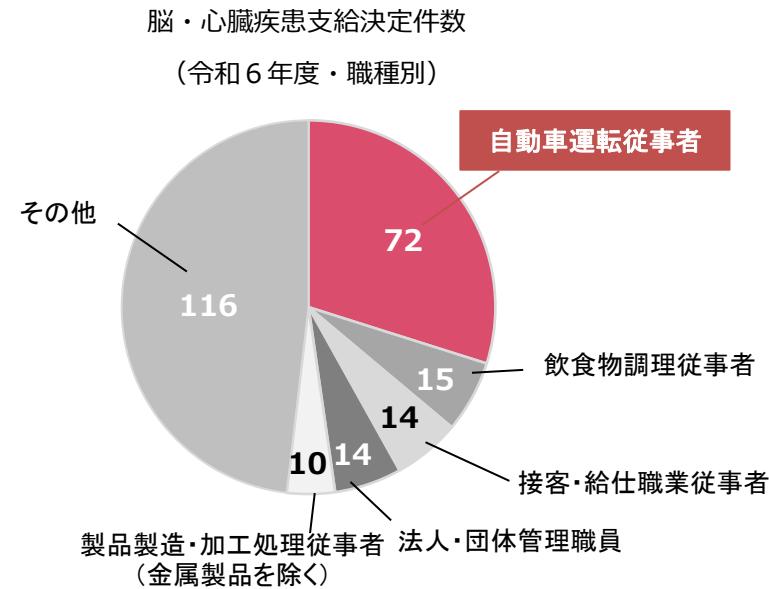
# 自動車運転者に係る脳・心臓疾患の労災支給決定状況

- 自動車運転者の脳・心臓疾患の労災支給決定件数は高い水準（令和6年度は72件）であり、直近では全職種（同241件）の約3割を占めている。



常用雇用者 5,514万3,895人  
・道路貨物運送業に従事 161万1,454人 (2.92%)  
・道路旅客運送業に従事 44万3,169人 (0.8%)

※ 数値は、総務省統計局「経済センサス－活動調査」（令和3年）の調査票情報を独自集計したもの。



## 2. 取引慣行の改善に向けた厚生労働省の取組

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# トラックドライバーの働き方改革の推進に向けた厚労省における主な取組

- 厚生労働省においては、以下の取組により、取引慣行の改善に向けて、荷主に協力を得るための取組を進めながら、働き方改革に取り組むトラック事業者への支援を行っている。

## 取引慣行の改善に向けた取組

- 労働基準監督署による荷主への要請
- トラック・物流 G メンへの協力
- 国土交通省と連携した周知広報

## トラック事業者を支援する取組

- 働き方改革推進支援助成金による支援
- 働き方改革推進支援センターによる支援

# 労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）

## 労働基準監督署による要請（令和4年12月23日～）

### ▶ 荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請

(要請の内容) 長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。  
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

令和4年12月～令和7年6月

実施件数  
22,417件

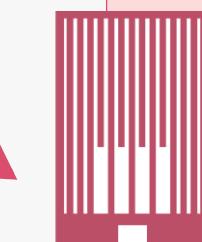
### ▶ 対象企業選定にあたり、厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報を活用 ⇒ 国土交通省にも情報提供

#### 立入調査時に情報収集



運送業者

厚生労働省



労働基準監督署

厚生労働省HPにおいて情報収集

国土交通省

情報提供（拡充）

働きかけに活用

荷主への要請（新規）



発荷主  
着荷主

法に基づく「働きかけ」等

※ 荷主への働きかけ等の実施に当たり、厚生労働省から提供された情報も活用  
※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底

# 労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和6年3月22日に改正された「標準的運賃」及び「標準運送約款」が告示され、「標準的運賃」は8%上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和6年5月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット 「STOP！ 長時間の荷待ち」



A detailed version of the pamphlet. It includes sections on "お預け時間の改善" (Improving delivery times) and "改善基準告示" (Guidelines for improvement). It also features a QR code linking to a explanatory video. A callout box for "標準的運賃" (Standard freight rate) provides information about its implementation and impact.

The right side of the pamphlet contains a section on "改正物流法" (Amended Logistics Law) with QR codes for more information. It also includes a QR code for the "お問い合わせ窓口" (Information window) and a table of contact numbers for various prefectures.

# 自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトによる周知

- 荷主、トラック事業者によりわかりやすく情報発信を行うため、自動車運転者の長時間労働の改善に向けたポータルサイト内に設けた「物流情報局」において、「標準運賃」や「荷待ち・荷役時間削減に向けた対応」等周知している。

The diagram illustrates the flow of information. At the top, there is a 'Truck Top Page' featuring two men (one in a suit and one in a work uniform) and several illustrations of trucks and shipping containers. A large blue downward-pointing arrow leads to a box labeled 'Logistics Information Bureau'. This box contains a small icon of a truck and two blue buttons: one for 'Shippers' and one for 'Business Operators (Truck Drivers)'.

## 「物流情報局」の掲載内容

### 荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックGメン など

### 関係法令のポイント

- 物流改正法、関係省令 など

### トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター など



▲ポータルサイト



▲物流情報局  
(荷主向け)

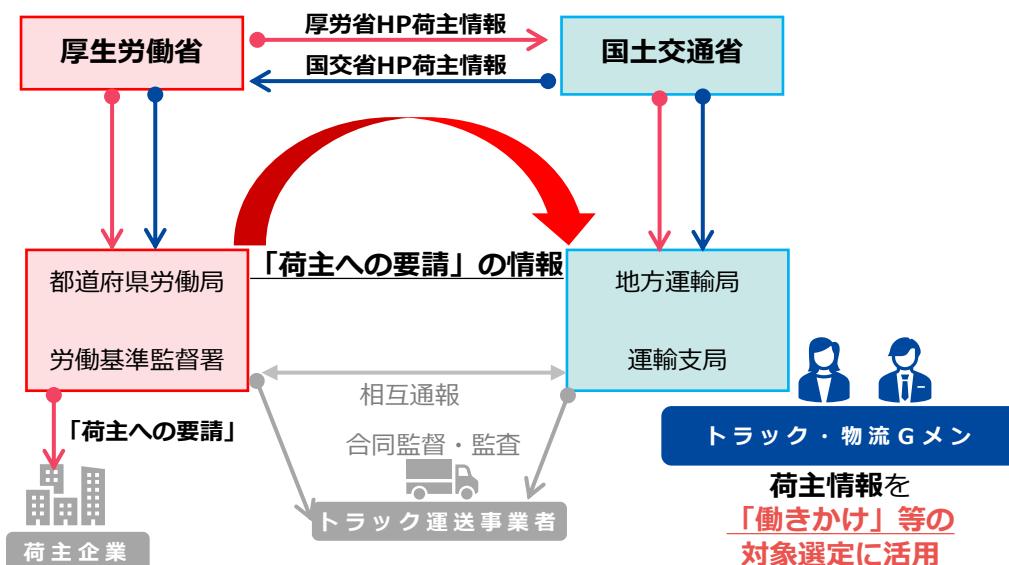


▲物流情報局  
(事業者向け)

# 「トラック・物流Gメン」（国土交通省）との連携

## ①荷主情報提供の運用

- 国土交通省へ荷主情報提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、「荷主への要請」を実施した荷主の情報を、広く国土交通省に提供し、「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用



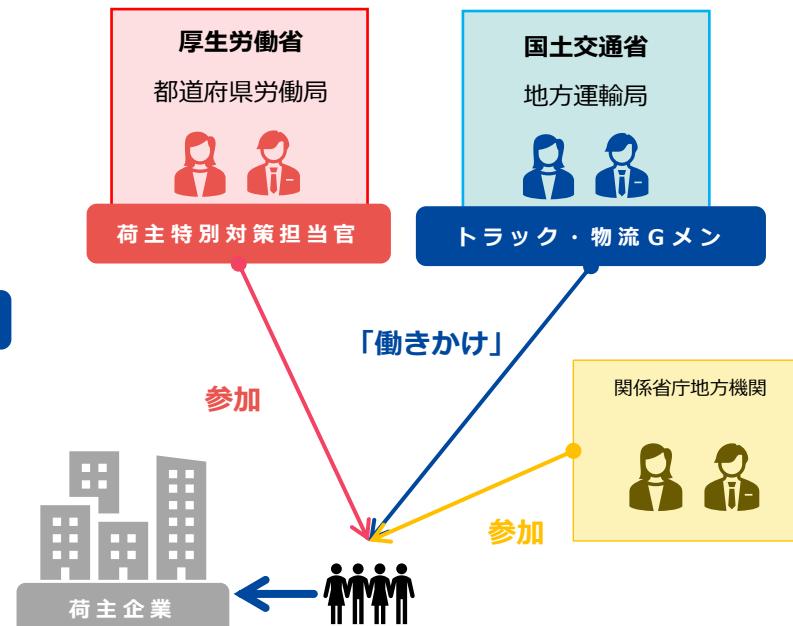
## ③「標準的な運賃」の周知

労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく「標準的な運賃」も周知

## ② トラック法に基づく「働きかけ」の連携

- 荷主企業に対し、
- 国土交通省のトラック・物流Gメン+関係省庁が連携して、  
トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、  
都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加



# 国民向け周知広報について（令和5年6月28日～）

- 働き方改革関連法に基づき、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている自動車運転者、建設の事業等についても、令和6年4月1日から上限規制が適用された。
- 上限規制の円滑な適用に向けては、国民の理解や社会的な機運の醸成も不可欠であるため、自動車運転の業務、建設の事業に関する、令和5年6月以降、国民向けの広報を実施。
- 令和7年度は、特に取引関係者に対して、取引慣行の改善に向けた対応を促す周知広報を順次実施。

【イメージキャラクター】玉木宏さん（俳優）



## 取引企業・国民向け広報内容

- (PRイベントの開催、動画、ポスターの作成など)
- 自動車運転者・建設の事業で働く方について、荷主や発注者等の都合で長時間労働になるケースがあること。
  - 自動車運転者・建設の事業での働き方を変えていくために、荷主、発注者、そして国民にもできることのご協力をいただきたいこと。  
(例：適切な工期設定、荷待ち・荷役時間の短縮など)



## PRイベント（令和7年8月4日開催）

### 主な広報実施事項

- 全国主要駅にポスターを掲載
- 電車内ビジョンで広告を放映
- 取引関係者による取組事例集の作成  
※令和7年9月末まで事例を募集し、  
事例集の公表は令和8年2月末頃を予定

令和8年度概算要求額 1.7億円（1.9億円）※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

## 1 事業の目的

- 自動車運転者は、①他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にある ②業務における過重な負荷による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっている。 ⇒ 労働条件及び安全衛生の確保・改善が喫緊の課題。
- 長時間労働の背景には、トラック運送業における荷主都合による手待ち時間の発生など、取引上の慣行から労働時間の短縮が進まない等の問題あり。 ⇒ 荷主等の取引先との取引条件改善などの環境整備を強力に推進する必要がある。
- 自動車運転の業務や建設の事業には令和6年度から上限規制の適用が開始されており、令和7年度以降も取引環境の改善等のための関係法令が順次施行される。  
⇒ 引き続き上限規制や改善基準告示について周知を行うとともに、荷主や発注者に対して、取引環境の改善を通じた長時間労働の削減に取り組むようこれまで以上に促していくことが必要。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### (1) 荷主等に対する自動車運転者等の長時間労働削減のための情報発信

- 取引環境改善に向けた企業・国民向け周知広報特設サイトの継続運用
- 自動車ポータルサイトの継続運用
- 建設労働者の労働環境改善に向けた特設サイトの継続運用

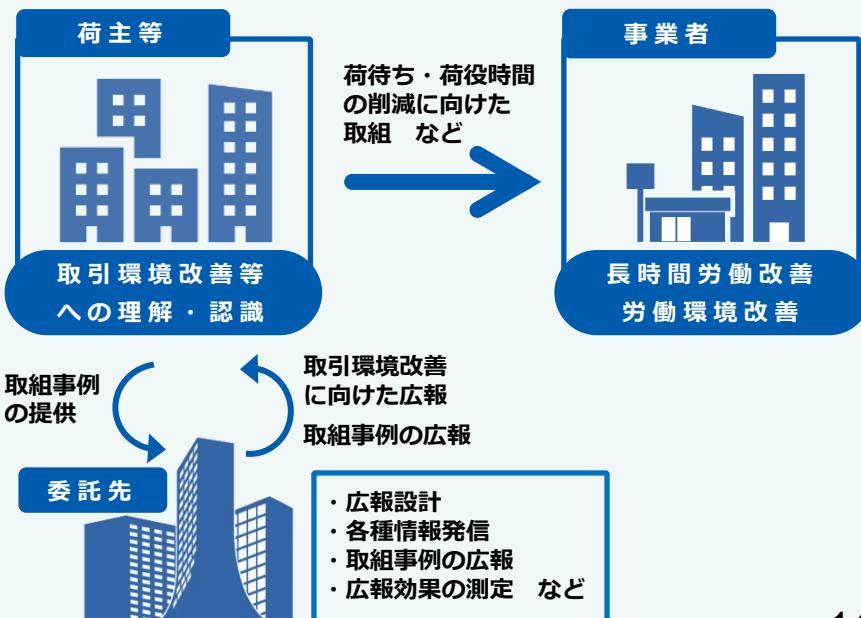
### (2) 荷主等による自動車運転者等の長時間労働削減に資する取組の促進

- 時間外労働の上限規制・改善基準告示の周知広報
- 荷主等による取組事例の周知広報

### 実施主体等

- 実施主体：委託事業（民間団体等）
- 事業実績（令和6年度）：
  - 取引環境の改善に向けた企業・国民向け特設サイトアクセス件数 57万6,469件
  - 自動車ポータルサイトアクセス件数 36万5,272件

### (2) について



令和8年度概算要求額 101億円（92億円）※( )内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
○			

## 1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局 ○令和6年度支給件数 4,283件

- 生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
- 建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

## 2 事業の概要・スキーム

※ 成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名	成果目標		助成上限額※1、※2（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））	
<b>業種別課題対応コース</b> (長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	<b>建設事業</b>	①～⑥の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に9時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上 ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進	①： <u>250</u> 万円（月80H超→月60H以下）等 ②： <u>100</u> 万円（10H以上）等 ③： <u>25</u> 万円 ④： <u>25</u> 万円 ⑤： <u>170</u> 万円（11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 <u>150</u> 万円（11H以上）等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥： <u>100</u> 万円（4週4休→4週8休）等 ⑦： <u>50</u> 万円
	<b>自動車運転の業務</b>	①～⑤の何れかを1つ以上		
	<b>医業に従事する医師</b>	①～⑤又は⑦の何れかを1つ以上		
	<b>砂糖製造業</b> (鹿児島県・沖縄県に限る)	①～⑤の何れかを1つ以上		
	<b>その他長時間労働が認められる業種</b>	①～⑤の何れかを1つ以上		
<b>労働時間短縮・年休促進支援コース</b> (労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成)	①～③の何れかを1つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①： <u>150</u> 万円（月80H超→月60H以下）等 ②： <u>25</u> 万円 ③： <u>25</u> 万円	
<b>勤務間インターバル導入コース</b> (勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成)	新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入		勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・9～11H： <u>100</u> 万円　・11H以上： <u>150</u> 万円	
<b>取引環境改善コース（仮称）</b> (荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成)	荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること		上限額： <u>100</u> 万円	
<b>団体推進コース</b> (傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成)	事業主団体が、傘下企業のうち1/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること		上限額： <u>500</u> 万円	

- 助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組

（取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新 等）  
 （団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置 等）

- 加算制度あり（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）

＜賃金引き上げ＞ 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（3%以上：6万円～最大60万円、5%以上：24万円～最大480万円、7%以上：36万円～最大720万円）。

＜割増賃金率引き上げ＞ ①割増賃金率を法定より5%以上引き上げた場合、助成金の上限額を25万円加算。

②1か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を100万円加算。

# 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

雇用環境・均等局有期・短時間労働課  
(内線5275)  
労働基準局労働条件政策課 (内線5524)

令和8年度概算要求額 30億円 (30億円) ※()内は前年度当初予算額。

労働特会		子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休
1/2	1/2		

## 1 事業の目的

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し着実に実施することが必要であるため、センター本部及び47都道府県センターから成る「働き方改革推進支援センター」を設置し、

- 労務管理等の専門家による、働き方改革全般に関する窓口相談や、企業訪問やオンラインによるコンサルティングの実施
- 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 働き方改革全般に係る周知啓発及び総合的な情報発信などの支援を行う。

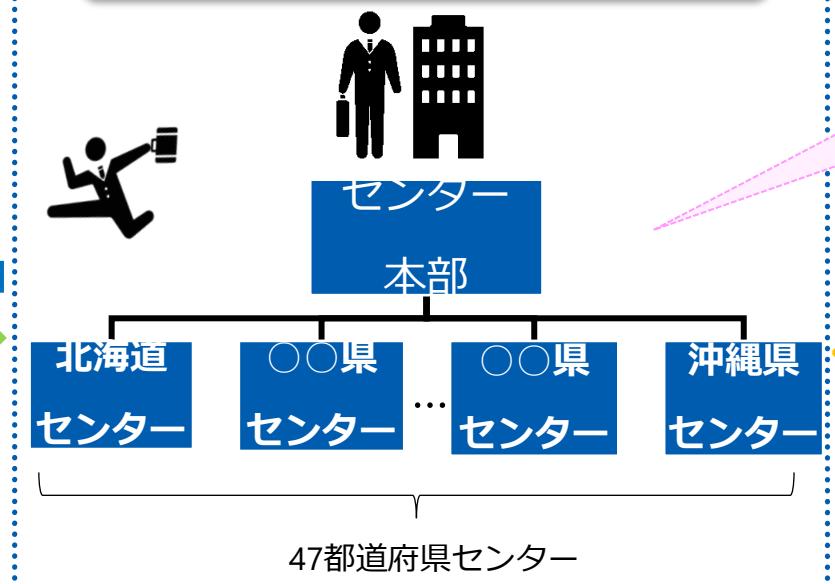
<取扱いテーマ例>

長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、生産性向上による賃金引上げ、様々な労働時間制度の運用、人手不足解消に向けた雇用管理改善、その他ジョブ型人事指針など雇用・労働関係

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

- ・中小企業等の求めに応じ、訪問・オンラインコンサルティング等の伴走型支援を実施
- ・セミナーの実施

### 働き方改革推進支援センター



- ・サイト等の運営による周知啓発、総合的な情報発信
- ・専門家研修の実施（職務分析・職務評価等）

# 令和7年度の取組報告及び 今後の取組（案）

---

第20回トラック輸送における取引環境・労働時間改善三重県協議会で、下記3点について取り組むこととした

- 物流事業者・荷主、消費者等全体に届く周知・啓発活動
  - トラック・物流Gメンの取組強化
  - 荷主企業への訪問及び啓発活動の実施

上記を踏まえて取り組んだ主な内容

## セミナー・説明会の開催

- 物流改正法に関する説明会（三重運輸支局、三重県トラック協会）  
令和7年5月13日（火）13:30～15:30 三重県トラック協会北部輸送サービスセンターにて開催  
令和7年5月26日（月）13:30～15:30 三重県トラック協会研修センターにて開催
  - 物流革新2025-Ⅱ 2030年物流危機を回避するために（本協議会として開催）  
令和7年9月11日（木）14:00～16:30 三重県総合文化センターにて開催

【プログラム】

## 第1部 持続可能な物流の再構築に向けた法規制の改正 ～荷主を含めた全事業者もその対象に～

講師：流通経済大学 流通情報学部 教授  
株式会社NX総合研究所 顧問 大島 弘明 氏

## 第2部 トラック・物流Gメンの取組について ～取引環境の適正化に向けて～

講師：国土交通省中部運輸局 トラック・物流Gメン

## 【当日の様子】



## トラック・物流Gメンの取組

(三重運輸局、中部運輸局、三重県トラック協会)

【プレス資料】

### ○ トラックドライバーへの聴き取り調査

令和7年10月15日（水）11:00～13:00 亀山TS

令和7年10月22日（水）10:15～12:00 道の駅いが

### 【実施概要】

- ・ トラック・物流Gメンの活動について周知
- ・ 亀山TSではトラック運転者50人に、道の駅いがではトラック運転者31人に聴き取りを行い、一部において荷主等による違反原因行為（長時間の荷待ち、契約にない附帯業務、無理な運送依頼）の情報を収集
- ・ 道の駅いがではNHK津放送局の取材があり、当日の「まるっと！みえ」にて放映

【当日の様子】



### ○ 荷主企業等訪問（荷主パトロール）

令和7年 6月26日（木） 四日市市の荷主企業等を訪問

令和7年 7月29日（火） 桑名市、東員町の荷主企業等を訪問

令和7年 8月20日（水）  
10月22日（水） 伊賀市の荷主企業等を訪問

令和7年11月 6日（木） 津市の荷主企業等を訪問  
(三重労働局、津労働基準監督署と合同)

【当日の様子】



## 「2024年問題」に取り組む企業の現地視察

- 本年4月から、全ての荷主に物流効率化に向けた取り組みの努力義務（積載効率の向上、荷待ち時間の短縮、荷役等時間の短縮）が課されたことから、現在の取組状況や課題等を把握するために、本協議会の委員である株式会社LIXIL物流様のご協力を得て、物流センター視察会を実施（本協議会として実施）

日時：令和7年7月17日（木）10:00～12:00

場所：株式会社LIXIL物流 近畿物流センター

内容：LIXIL物流部門の取り組み

近畿物流センターの取り組み

取引先運送会社の取り組み

について、ご説明をいただいた後、

現場を視察し、参加者で意見交換を行った



（株式会社LIXIL物流 HPより）

## その他各種制度の周知・浸透

- 三重県内の労働基準監督署において改善基準告示等に関する説明会を実施（三重労働局）
- 発着荷主等への要請を実施（三重労働局）
- 適正取引・価格転嫁促進フォーラム（共催：三重県、三重運輸支局、三重労働局、経済団体等）  
令和8年2月3日（火）14:00～16:30 プラザ洞津にて開催予定
- 新聞一般紙への広告掲載 今年度中を予定（本協議会名での掲載）

# 本協議会における今後の取組について（案）

## 現状・課題

- 本協議会では、トラック運送業における時間外労働の上限規制の適用のタイミングを1つの節目として取組を実施し、多様な関係者の共働により、一定の改善が見られたところ
- しかしながら、三重県トラック協会が実施したアンケート結果によると、トラック業界の価格転嫁が道半ばであることや、更なる労働時間の改善が必要であると認められることから、引き続き、適正な運賃料金の收受、荷待ち時間等の短縮に向けた取り組みを行う必要がある
- また、本年4月から改正物流法が施行、6月にはトラック適正化二法が成立、今後施行が予定されており、引き続き改正内容の周知が必要である

## 今後の取組案

### ➤ 物流事業者・荷主、消費者等全体に届く周知・啓発活動

- ・物流事業者、荷主に対し、改正物流法及びトラック適正化二法の確実な周知を行うために、関係省庁・関係団体と連携したセミナー・説明会の開催
- ・荷主、消費者に対し、物流の重要性について広くPRするために、web広告、新聞広告、広報誌、SNS、メルマガ等のツールを活用した広報活動の実施

### ➤ トラック・物流Gメンの取組強化

- ・プッシュ型情報収集や違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者への「働きかけ」「要請」等の実施
- ・荷主企業訪問による啓発活動の実施
- ・荷主パトロールの実施（荷主の拠点等現場での荷待ち等の現状確認）
- ・関係省庁、関係団体が実施する説明会等でのトラック・物流Gメンの取組周知

### ➤ 荷主企業の取組及び運送事業者の改善状況の継続的な把握

- ・ヒアリングやアンケート調査等を通じて取引環境等の改善状況の継続的な把握



2026年1月施行！～下請法は取適法へ～

## 改正下請法の概要

---

公正取引委員会事務総局  
中部事務所総務管理官

# 下請法の概要

- 下請法は、**製造委託などの一定の取引**を対象とし、**資本金区分**を定めて、規制対象に当たる取引の発注者（親事業者）を「優越的地位」にあるものとして取り扱い、下請取引に係る親事業者の**不当な行為を迅速かつ効果的に規制**し、下請事業者の利益保護を図るもの。

## 〈下請法の適用対象となる取引〉

製造委託

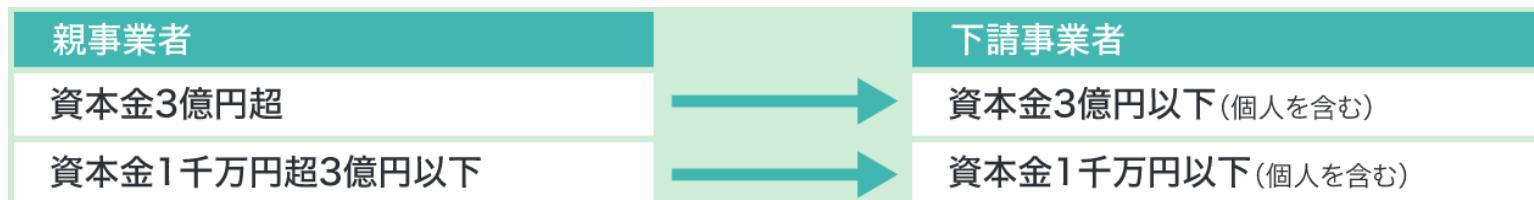
修理委託

情報成果物作成委託

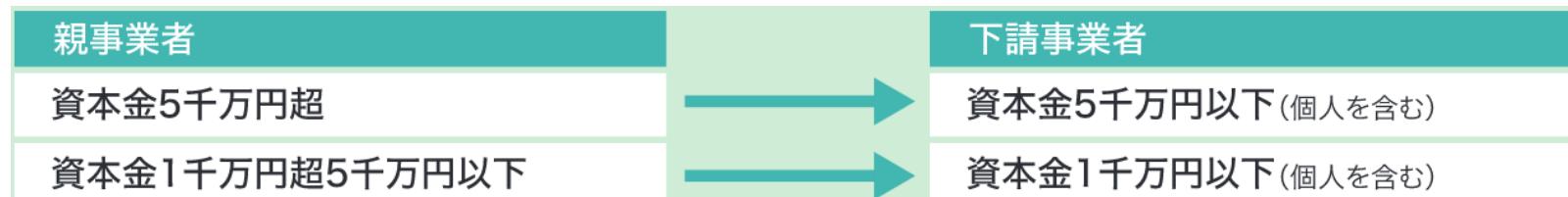
役務提供委託

## 〈資本金区分〉

- 物品の製造委託・修理委託
- 情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



- 情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）



## 規制の見直し

**① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）**

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

**② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）**

従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

**③ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）**

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

**④ 手形払等の禁止 → 支払遅延に該当**

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

**⑤ 面的執行の強化**

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

## 「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

下請代金支払遅延等防止法

通称：下請法

親事業者

下請事業者

下請代金

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

略称：中小受託取引適正化法

通称：取適法

▶ 委託事業者

▶ 中小受託事業者

▶ 製造委託等代金

## 改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

## 改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

### 改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加

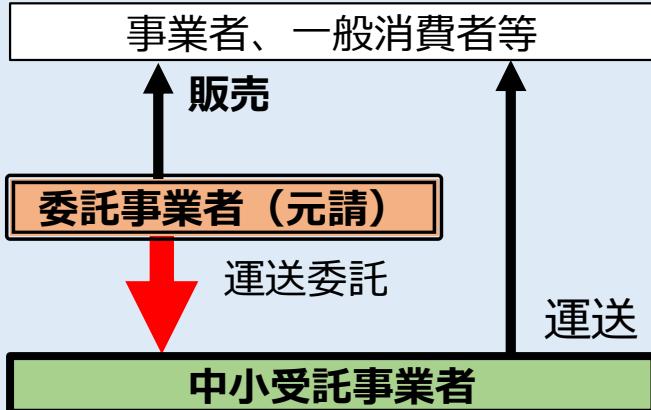


## 特定運送委託②

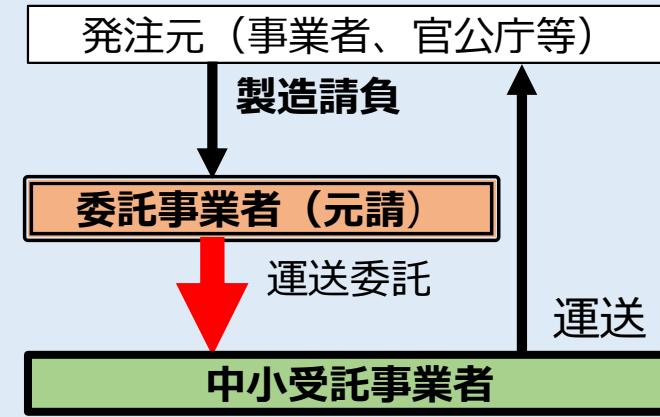
- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その「取引の相手方」に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となる。

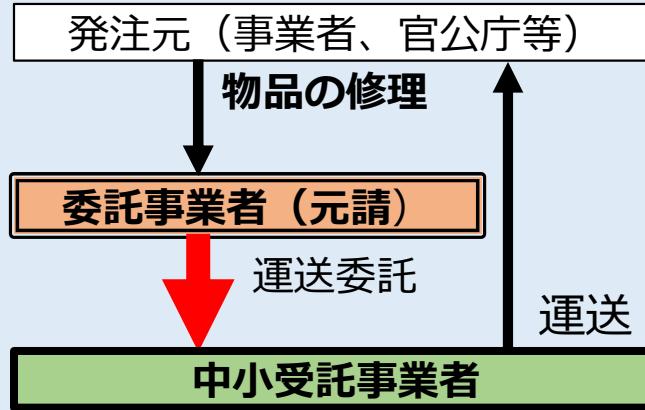
（類型1）



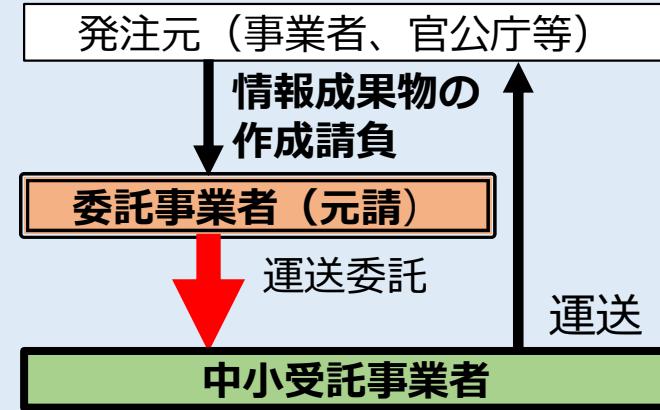
（類型2）



（類型3）



（類型4）



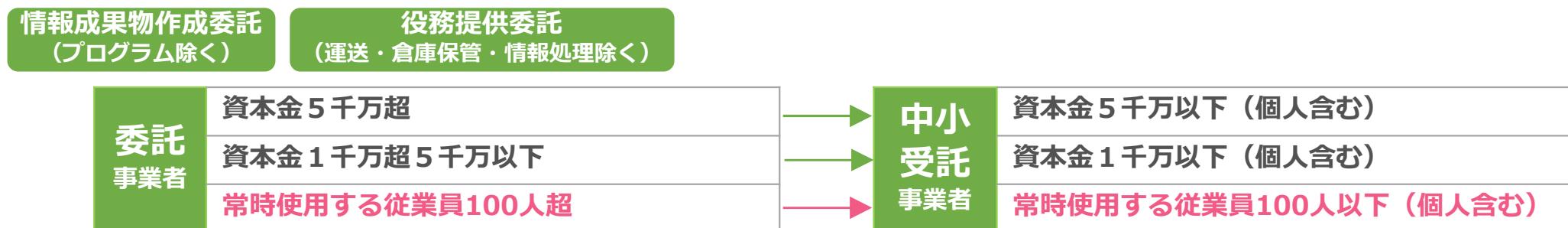
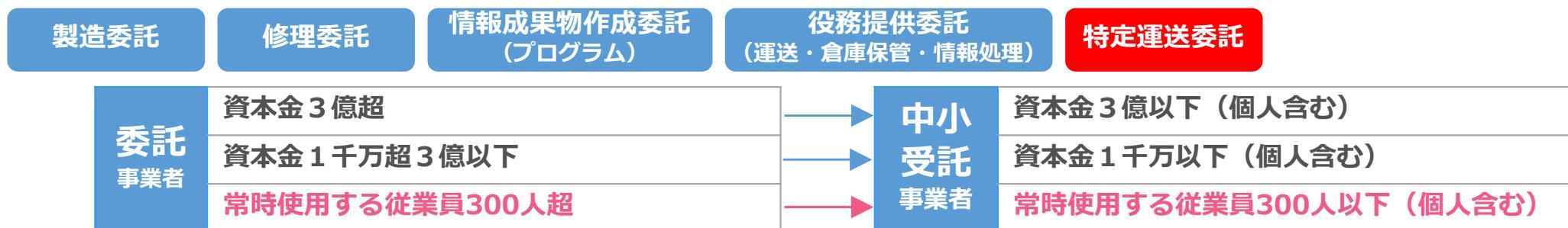
※ → が取適法の対象となる取引

## 改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

## 改正内容

- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。



- 委託事業者が、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかつたりするなど、一方的に代金を決定すること。**

### 改正理由

- コストが上昇している中で、**協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題**がみられる。
- そのため、**適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要**。

### 改正内容

「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかつたりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。**

現行

対価に着目した規定

## 【対価引下げ型】

従前の対価



100円

引下げ後の対価



50円

利益

改正法

交渉プロセスに着目した規定

## 【コスト上昇型】

従前の対価

コスト  
40円

100円

引上げ後の対価

コスト  
90円

110円

※コストアップに  
見合わない引上げ幅

利益

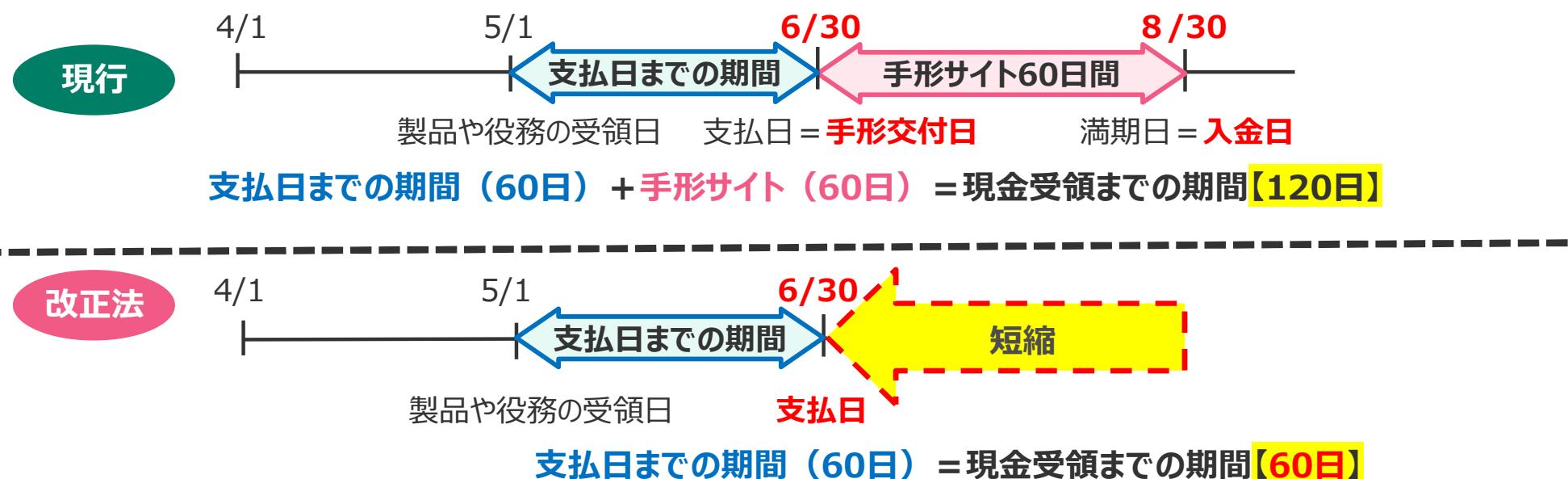
# 手形払等の禁止【改正】

## 改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

## 改正内容

- 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。



# 取適法（改正下請法）の概要

法目的

中小受託取引の公正化 · 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託  
(プログラム)

役務提供委託

(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託  
事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

中小  
受託  
事業者

資本金3億以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員300人以下（個人含む）

①取引の内容

情報成果物作成委託  
(プログラム除く)

役務提供委託  
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託  
事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

中小  
受託  
事業者

資本金5千万以下（個人含む）

資本金1千万以下（個人含む）

常時使用する従業員100人以下（個人含む）

義務

発注内容を明示する義務（発注書の交付）

取引に関する書類等を作成・保存する義務  
(2年)

支払期日（受領後60日以内）を定める義務

遅延利息（14.6%）の支払義務

※赤色は改正内容

禁止行為

受領拒否

報復措置

支払遅延（手形払等の禁止）

有償支給原材料等の対価の早期決済

減額

割引困難な手形の交付

返品

不当な経済上の利益提供要請

買いたたき

不当な給付内容の変更・やり直し

購入・利用強制

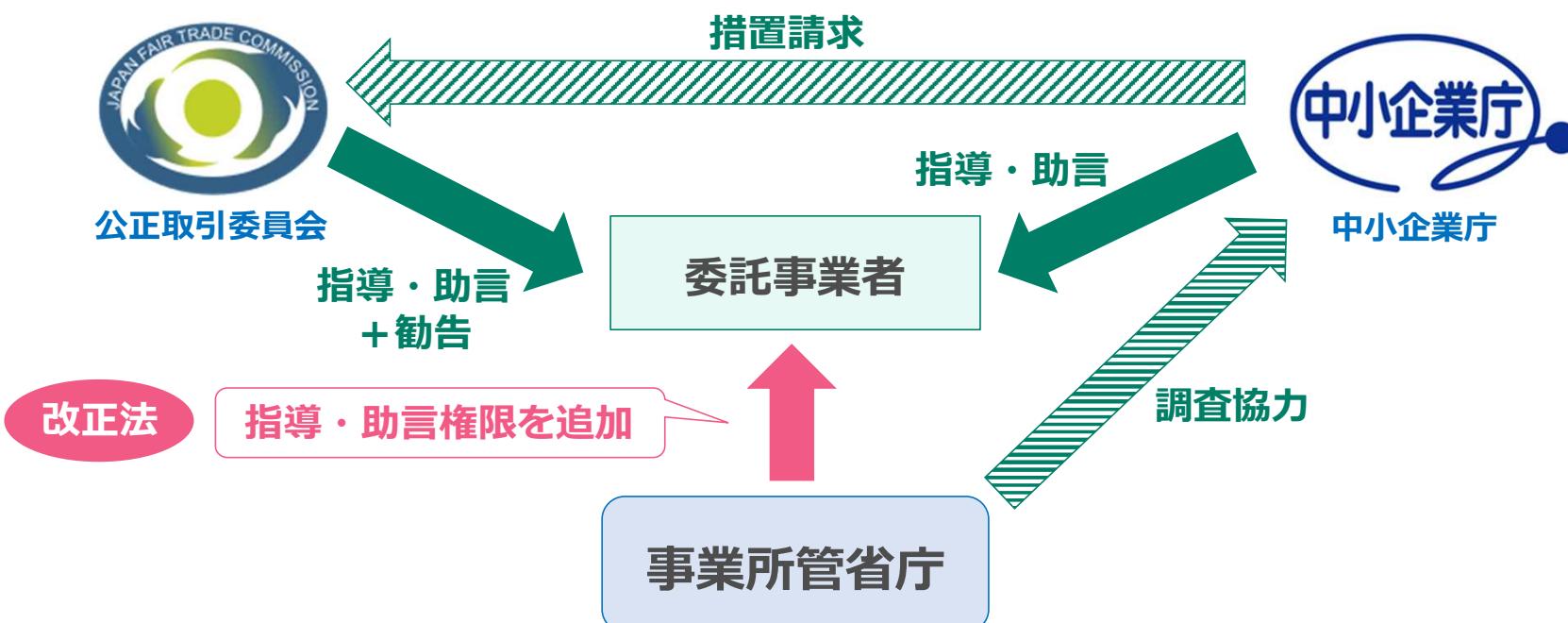
協議に応じない一方的な代金決定

## 改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

## 改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちから！  
[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/toritekihou.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html)



その他取引適正化に向けた公正取引委員会の取組についてはこちら！

公正で自由な競争が持続的な成長と生活水準を向上させる



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

X  

ENGLISH サイト内検索

ホーム 公正取引委員会について 報道発表 広報活動 独占禁止法 下請法 フリーランス法 スマホソフトウェア 競争促進法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申告・情報提供・手続等窓口



取引適正化に向けた公正取引委員会の取組

競争の活性化に関する提言（アドボカシー活動）

デジタル分野における公正取引委員会の取組

2024年11月1日から  
フリーランスの方のために、新しい法律がスタートします。

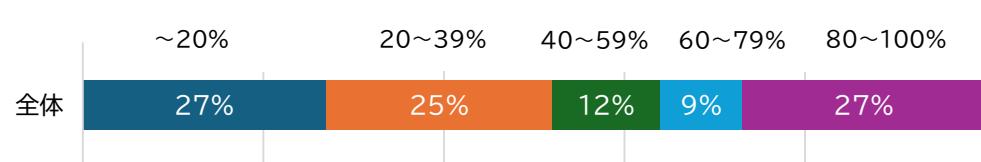
# 2025年7月 2024年問題 アンケート 実施結果

参考資料

会員事業者数 1036社 回答事業者数 310社 回収率 29.9%

## 2024年問題への対応について

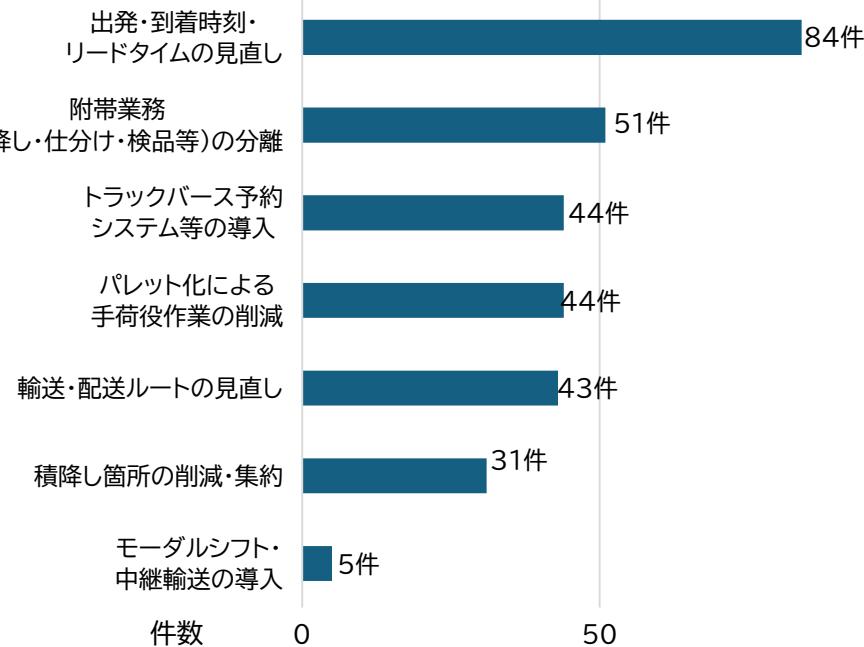
### ①-1 荷主企業と運行内容・待機時間等の見直し交渉を行ないましたか



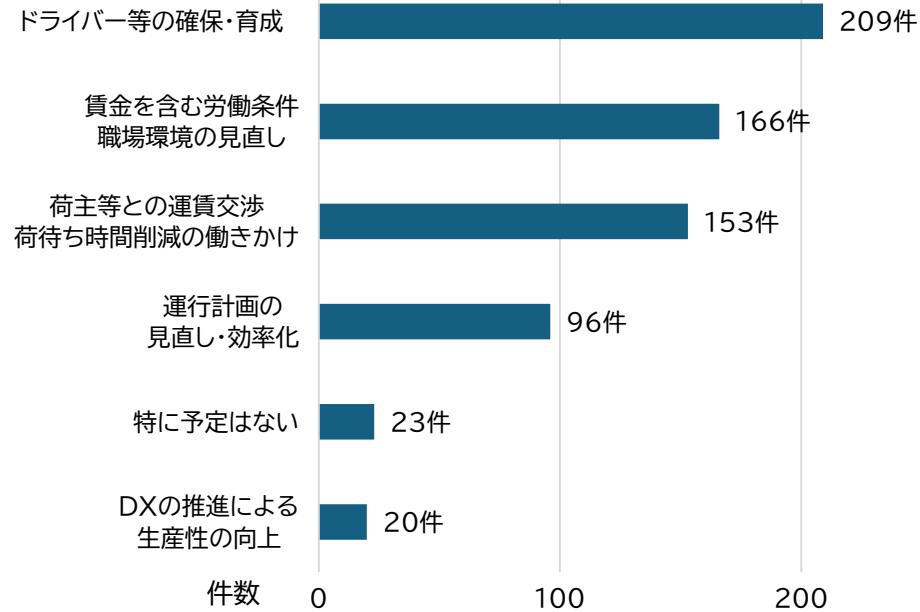
### ①-3 交渉による労働時間の改善・改善基準告知の遵守状況



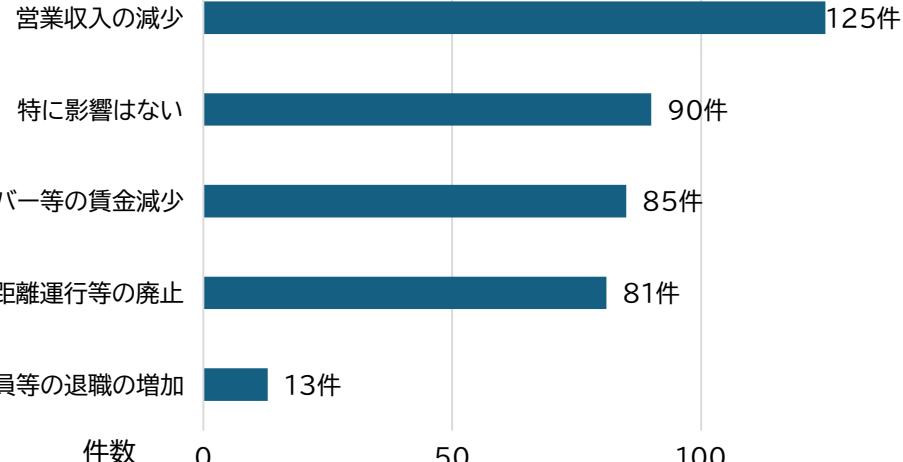
### ①-2 荷主との交渉内容



### ②「2024年問題」に対応するため取り組んでいる、また今後取り組む予定をお聞かせ下さい【複数選択可】



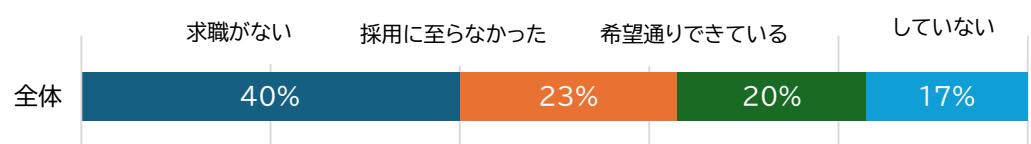
③ 「2024年問題」により受けている事業への影響をお聞かせ下さい【複数選択可】



④ トラック運転者の充足状況は？



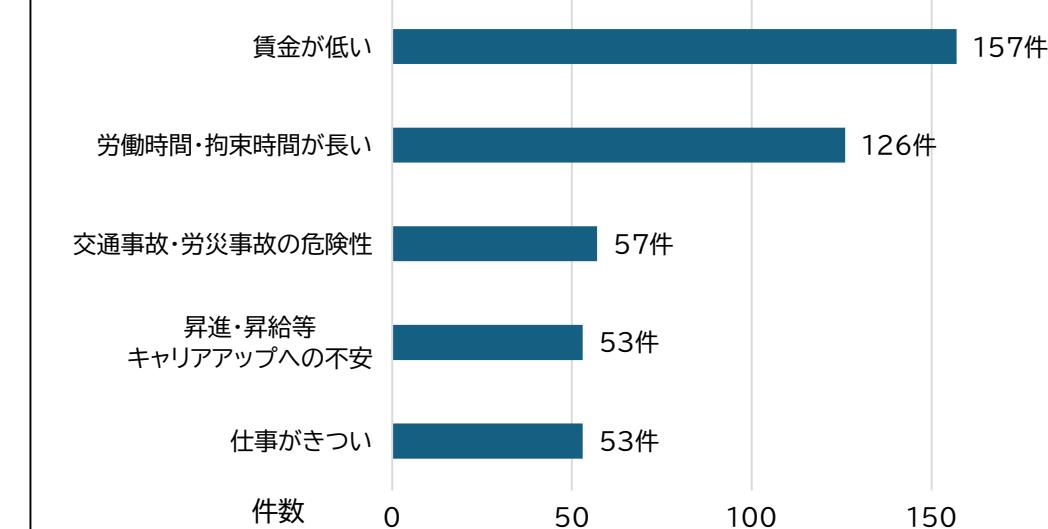
⑤-1 ここ1年程度の採用状況は？



⑤-2 ここ1年程度の離職状況は？



⑥ トラック運転者の採用や定着の障害となっている主な要因は何だと思いますか？



運賃改訂が進まない理由

- ・一部のみ交渉したがその後運賃に対する返答がない
- ・一般貨物に対する運送に理解が足りない
- ・ほんのわずかの値上げで対応したとされる
- ・値上げ交渉をすると安い方にながれる
- ・真荷主が物流高騰化を理解していない
- ・頻度が少ないのでしていない
- ・元請けが交渉しない
- ・荷主によって温度差がある

荷主と交渉した内容

- ・高速道路の活用
- ・設備の増設
- ・待機時間の追加料金
- ・複数混載時の割り増し

「2024年問題」により受けている事業への影響

- ・賃金の増加
- ・長距離運行の縮小
- ・利益の減少
- ・時間外労働問題
- ・休憩場所の確保
- ・ドライバー不足
- ・高速道路料金の使用増加

トラック運転者の採用や定着の障害となっている主な要因

- ・拘束時間が長い
- ・労働時間短縮の為働きたくても働けない
- ・賃金が少ないや福利で勝てない
- ・特殊資格 経験重量物、重機など積み込みにキャリアが必要
- ・若者が興味を持たない
- ・仕事のスケジュール変更が多い
- ・深夜業務が多い
- ・休日が少ない